

寛政改革と江戸名主

加藤 貴

はじめに

- 一、名主制の機能低下
- 二、町法改正と名主
- 三、不正名主の処分と精勤名主の褒賞
- 四、肝煎名主の設置
- 五、諸色掛名主
- 六、名主諸掛役
おわりに

はじめに

幕府の寛政改革に関する研究においては、江戸を中心とする都市政策の重要性が注目されている。⁽¹⁾そして、その政策は次の二つの方向からなされていた。⁽²⁾

第一に、江戸を中心とする商品流通市場の動搖に規定された、物価騰貴の問題を解決するため、特権商人を再編成して、金融市場支配を強化していく方向である。具体的には、札差葉捐令にともなう猿屋町貸付金会所の設置や、七分積金による町会所の設置などがこれにあたる。この方向は、文化期の十組問屋の表株仲間化と三橋会所の設置へと展開していく。

第二に、天明の江戸打ちこわしの主体をなした、都市下層民に対する統制強化の方向である。これは旧里帰農令の発布、石川島人足寄場の設置、町会所の設置などによってはたされていた。

寛政改革における江戸の都市政策の二つの方向は、個々ばらばらになされていったのではなく、一体化した課題として認識されたところに、その特徴がある。

寛政改革の中心課題の一つである物価騰貴の問題は、農村におけ

る商品生産の展開にともなうて、都市特権商人による独占的市場支配が動揺してきたところにその原因があった。この結果として都市下層民の生活が困窮し、天明の江戸打ちこわしにつながったと、幕府は認識していたようである。これは町会所設置の過程によくうかがわれる。

幕府は、当時増加傾向を示す町入用を削減し、その減額分だけ地代・店賃を下げれば、地主と地借・店借双方の負担が軽くなるので、物価引下げを命じても不平はでないであろうと考えていた。そして、町入用削減のため町法改正を実施していくが、結果的には、町法改正は地代・店賃の引下げや、物価引下げには直接結びつかなかった。しかし、町入用減額分の七分積金によって設置された町会所は、窮民救済、低利金融、米価調節といった機能をはたすことになり、前述の二つの課題に同時に応えうるという点で、特に注目すべきである。

こうした寛政改革における江戸市政改革の中でとられた新政策を実施していくため、市政機構の改変もなされていった。

勘定奉行所についてみると、勘定所御用達商人を登用し、勘定奉行―勘定所御用達という、新たな江戸金融市場支配の体制を創出し、⁽³⁾これが町会所の運営にもあたっていった。そして、注目すべきは、物価引下げや町法改正にあたって、勘定奉行は町奉行に協力し

て、というよりむしろ主導的立場にあったことである。⁽⁴⁾これ以降、勘定奉行が、勘定所御用達や町会所を通じて、江戸市政に介入していくことになったのである。とはいっても、江戸市政の中心はあくまでも町奉行所にあった。

天明江戸打ちこわしが発生した最大の原因が、町奉行、特に当時の月番であった曲淵景漸の取扱いの悪さにあったと、御庭番によって報告され、曲淵は町奉行を解任された。⁽⁵⁾そして、寛政二年（一七九〇）三月には、町奉行所・火付盗賊改方の監督と、風聞探索にあたるため、目付の町方掛りが新設された。⁽⁶⁾町奉行所内部においても、江戸市政改革の展開にともなうて、諸色取調方、江戸向橋掛（のち定橋掛）、浅草会所見廻り（猿屋町会所見廻り）、靱蔵定掛（のち町会所掛）、人足寄場掛、酒造掛、古銅吹所見廻りなどの与力・同心の新分掌が設けられていった。⁽⁷⁾

町年寄については、樽屋与左衛門が中心となつて、棄捐令に関する意見具申や事務処理、あるいは勘定所御用達とともに猿屋町貸金会所の運営にあたった。また、出版統制にも中心的役割をはたした。この外に、従来からの公金貸付を担当し、文化期には幕府御用金の調達やその運用、あるいは三橋会所にも関与していった。⁽⁸⁾

このような江戸市政改革のための機構改変がなされていく中で、町方住民支配の末端機構を形成する名主についても、再編成の動き

がみられた。この点については、幸田成友氏の概括的な検討があり⁽⁹⁾、また、竹内誠氏が、寛政二年（一七九〇）の名主肝煎の設置、翌三年の諸色掛名主の任命、同五年の町会所定掛の任命などをあげ、「寛政改革は、このようにその重要な政策に町名主を動員することにより、都市支配の末端機構たることを改めて明確化し、その秩序維持にあたさせた」と指摘している⁽¹⁰⁾。さらに、乾宏巳氏が桶樽職掛について、今田洋三氏が絵入り読本改掛についてとりあげ、職人統制や出版統制に名主たちが掛役として動員されたことを指摘している。しかし、寛政改革における江戸市政改革の中で、幕府が具体的に名主をどのようにして動員し、それがどのような特質をもっていたのかについては、十分に検討されていない。

名主は、幕府権力による江戸町方住民支配の末端機構を形成するとともに、町方住民の利益代弁者としての役割をも担っていた。この名主のもつ二重の側面が、名主を町役人と規定するゆえんであるが、本稿ではひとまずこれを「名主制」と呼ぶことにする。

本稿では、この名主制が寛政改革期に、どのように上から再編成され、また、どのような側面を新たに付与されていったのかを、具体的に検討していくことにしたい。そのため寛政改革以前における名主制の状況もみていくことにしたい。また、寛政改革の政策基調が引継がれた文化期ぐらゐまでを視野に入れていくことにする。

一、名主制の機能低下

寛政改革における江戸市政改革の展開の中で、名主制の再編成が行われていった。その第一段階として、職務規定の再確認、不正名主の処分、精勤名主の褒賞、肝煎名主の設置という一連の政策がとられていった。これは寛政期以前に名主制が機能低下していたと、幕府側が認識していたからである。まず、この点をみていくことにする。

(1) 名主の勤務状況の悪化

名主の勤務状況の中で、まず目につくのが、町奉行への月並御礼の不参や、町年寄の呼出しに対して遅刻する名主が数多く出てきていることである。

安永六年（一七七七）一〇月四日の年番名主からの通達に、次のようにある。町奉行への「月並御礼之儀、近来ハ御不参多」という状況で、このままでは「御沙汰有之候而ハ如何ニ御座候」ということなので、これまでどおり北町奉行へは朔日、南町奉行へは一五日に、「御定通以来無御不参御出可被成候」と年番名主は名主たちへ通達している⁽¹¹⁾。

豊千代（家齊）が將軍世子となったことについて、天明元年（一七八一）閏五月二三日に「御奉行様江恐悦ニ罷出」た名主は「過半致減少」し、町年寄へも四、五人しかいなかったことが問題となった。同二八日に「已来恐悦之節々町御奉行所江罷出候儀、無不參可被罷出候」と、町年寄から名主たちへ申渡しがあった。⁽¹⁴⁾

同じく天明元年閏五月二二日に、惣町名主が町年寄奈良屋市右衛門から呼出された時、遅刻した名主があった。そのため、「御配符殊之外致遅滞相廻り候」という事態も生じた。⁽¹⁵⁾

こうした状況については、名主内部でも問題となっていたようである。松平定信政権の成立した翌月である、天明七年（一七八七）七月に年番名主たちは、(1)月並御礼について、(2)公事出入の際の町奉行所腰掛における作法について、(3)町入用についての三項目の申合せをしている。(3)については後述することにして、ここでは月並御礼についての条文をあげておくことにする。⁽¹⁶⁾

一両御奉行所様江同役月並御礼之儀、北方者朔日、南方ハ十五日、御月番之御番所江罷出候儀、近来不參多有之候間、已来御不參無之様ニ御勤可被成候、尤平生御出勤之節茂弥前々申合候通、僮服并目立不申様ニ御心得、御勤被成可然存候
但、代之者途中白衣ニ而罷越、御腰掛ニおみて袴等着候も間々有之候ニ付、右躰之儀無之様、且縦小紋ニ而も緇面類

并黒キ羽折等着不致、随分僮服ニ而罷出候儀、御銘々御心得可被成候

年番名主たちによって、こうした申合せがなされたこと自体、名主たちの町奉行所への月並御礼不參が多くみられたことを証明している。また、これは新政権である定信政権の名主制再編の動きを敏感に察知した、名主側の対応としても理解すべきであろう。

こうした町奉行所への月並御礼不參や、町年寄役所の呼出しへの遅刻に加えて、病気を理由として、名主自身が出頭せず、代人を出頭させるという状況も、一般化しつつあったようである。まず、安永六年（一七七七）九月晦日に、惣年番名主が町奉行所に提出した請証文をあげておく。⁽¹⁷⁾

一此度麴町与兵衛儀、病氣之由申上候、^(而脱カ)常々御用之節不罷出、代之者計差出候段、畢竟御用之儀を等閑ニ相心得、名主役相勤候身分ニ不似合義共不埒候、与兵衛義ハ支配町数茂多候故、御用向并町用共繁ク有之処、多病ニ而役義勤兼候ハ、名主役相願、跡役之者名主三四人江茂場所引分ケ、支配可被仰付、左候ハ、自ラ御用向并町用等茂少ク相成、御用弁方宜ク可有之候間、与兵衛存寄得と相糺可申上旨、組合名主共被召呼、被仰渡候ニ付、一同与兵衛方江罷越相糺候処、与兵衛義全躰多病ニ而、其上痔疾有之、時々差発難義仕候ニ付、御用

有之節も、多クハ代之者差出候段、奉請御尋奉恐入候、然上ハ以来御用之節重病ハ格別、縦少々之病氣ニ候共、押而茂罷出、并町用等茂無油断相勤申候間、是迄不勤仕候義ハ、何分ニ茂御高免被成下候様奉願上候旨申之候、右与兵衛儀者、草創メ代々名主役相続、数拾年茂相勤来り、殊更右之通与兵衛申上候上ハ、以来是迄之通度々御用之節不罷出、代之者差出候儀有之候ハ、組合名主共メ可申上候間、其節ハ如何様之御咎メ被仰付候共、此度之儀者一同御憐愍奉願候間、組合名主共願書差上候ニ付、此度ハ不被及御沙汰候間、以来心付相勤候様、与兵衛江可申渡旨、組合名主共江被仰付、一同難有奉畏候、且又近来名主共訴訟公事、都而御番所江御用向并町年寄方より御用筋ニ而呼ニ遣候節、病氣を申立、時々代之者差出、又ハ恠見習相願候(而脱カ)、親共者一向不罷出者茂有之、甚不埒之仕形ニ被思召候ニ付、年番名主共一同被召出、右与兵衛江被仰渡候趣、猶々惣名主共江茂前書御尋之趣申通、以来右躰之儀無之心得、相勤候様被仰渡奉畏候、依之麴町名主与兵衛組合名主共并年番名主共一同御請証文差上申候、仍如件

安永六酉年九月晦日

惣年番名主名前

右の問題は、麴町名主与兵衛が、病氣を理由として、町奉行所や町年寄役所に自身は出頭せず、代人を出頭させていたことが、直接

問題とされている。しかし、これは与兵衛一人に限ったことではなく、名主たちの中には「近来名主共訴訟公事、都而御番所江御用向并町年寄方より御用筋ニ而呼ニ遣候節、病氣を申立、時々代之者差出、又ハ恠見習相願候(而脱カ)、親共者一向不罷出者茂有之」という状況が出てきていることを問題にされたといえる。

また、名主の代人自体の勤務態度も悪化していたようで、右の請証文が提出された前月、安永六年八月の「壹式番神田組申合」には次のようにある。¹⁸⁾

近来同役代之者之内、風儀不宜も相見、役用之軽重ニ不寄、其節々主人江も申聞候上、可取計儀者勿論之事ニ候処、左も無之、其家風仕来杯与心得違致候者も有之哉、右躰相募候而者主人ニ不念ニ相成候儀も出来可致哉ニ付、平日とくと代之者江可申付置事

代之者之内、御番所江罷出候途中、袴をも不着往来、役用向相濟候而も、他江立寄候者も有之哉、畢竟其主人外御用、病氣等ニ而之代ニ差出候事ニ候得者、右躰不慎之儀無之様ニ可申付候事

一代之者之内、為差不埒者無之候得共、風儀等不宜、其主人暇差出候節、其者手寄ヲ以最寄同役江相勤度旨申入候砌、一通紙面ニ而承合候計ニ而、得与右同役江不遂面談をも召抱候様

成儀者、以来致間敷候

一 組合代之者御番所江罷出候節、不慎之儀見請候ハ、自今無
遠慮其主人江可相達事

名主の代人というのは、主として名主が雇っていた手代のことと
考えられ、名主が自己の職務を手代任せにしていく傾向がうかがわ
れる。また、手代も一人の名主から他の名主へと渡り歩いてきたこ
とがわかる。あえていえば、有能な手代を抱えていけば、名主自身
名主としての職務に精通していなくても、名主役を勤めることがで
きたものと思われる。こうしたことから、前述の町奉行所への月並
御札不参や町年寄役所への遅刻という事態が生じたのであろう。名
主がその職務を手代任せにしていく傾向があり、手代自体の勤務態
度も悪化していたことは、名主内部でも問題とされていたが、幕府
にとっても、こうした状況は名主制の弛緩として認識されてくるの
であらう。

こうした名主の勤務状況の悪化に対して、天明五年（一七八五）
三月一八日に名主たちは一八カ条の申合せをし、是正をはかるうと
している。次にそれをあげておく。⁽¹⁹⁾

申合

一 御法度御触之儀、当時之御触者勿論、前々之御触致熟読、
自分ハ不及申、支配町人共忘脚不致様心掛可申事

一 五ヶ月番寄合之儀ハ、享保七壬寅年四月被仰渡候趣有之、同
役中身持并支配町々町入用等相互ニ吟味可致旨被仰出、其節
より組合限毎月寄合、支配町々町入用等相互ニ致吟味候事
故、月々無懈怠致出席、且前々組合申合之通、御用向役用筋
諸事合手違無之様可心掛処、近来打続出席無之面々も相見候
間、向後ハ御用向之之外、可成丈差操、月々出席可致候、病氣
断および度々候ハ、年番并外同役差添、其宅江罷越相改可
申事

一 昼夜ニ不限、他行先銘々宅江申置罷出、急御用之節差支無之
様可致候、若親類病氣ニ而他宿不致候而者不叶儀有之節ハ、年
番之内江相断止宿可致候、尤連夜逗留致間敷事

一 家督之儀者不及申、俾見習ニ差出候節ハ、前広ニ年番江申達、
町年寄衆江相願可申候、勿論何日ニ御目見江蒙仰候旨、是又
年番江相達、則年番ヲ以廻状組合江可相達事

一 惣而身分之義ニ付、組合差添人之儀、已来ハ年番之内ハ罷出
可申候、通例之御帳附御訴等ハ、格別事立候儀ハ、右差添罷
出候年番ヲ即日以廻状組合江可達置候、尤他国御暇願候節ハ、
前広ニ組合不残相廻り可届置候、勿論差添罷出候年番ヲ以廻
状組合江可申通候、致帰府其段御届申上候ハ、尚又組合江
相廻し可申達候

一 忌中ニ而引込候ハ、町年寄衆江代之者を以早速御届仕、其趣年番江相断可申候、尤年番ヲ以廻状組合江可達事

一 身分之儀ニ付他ノ届断等有之、隣町同役江相届候ハ、年番江も可相断旨、其届来候者江申聞候上ニ而、隣町同役ノ年番江掛合可及相談事

一 御用向廻状之儀、品ニ寄片時も及遅滞候而者不相濟、其上前後ニ成候而者手違出来候義も可有之候間、已来廻状年番ノ刻限付致シ差出可申候、右之節ハ銘々名前之下江致刻限、夜中ニ而も不置置、早々順達之上、廻状元江相返可申事

但、相年番之内杯ニ而滞候儀も有之候間、是又心掛早速順達可致候、品ニ寄其夜ニ不限儀ハ、四時過ニも及候ハ、見合、翌早朝可相達候、右之趣ハ手代江も得与可申付置候

一 都而御尋もの返答書之儀、取集日限之通無遅々可差遣候、催促請不申候様可致事

一 出銀等之儀、銘々者勿論支配町々之分、是又日限通為差出可申候、万一滞候町々も有之候ハ、其町々月行事其掛り同役宅江呼可申渡候事

一 御用向寄合者勿論、組合内ニ異儀有之、寄合申遣候節、病氣又ハ差合等申立、不参之族有之候、畢竟相互ニ助合、他之嘶

をも禦可申事ニ候処、度々寄合申遣候而も、前書之趣申断候儀ハ不実之儀ニ候間、右躰之族有之候ハ、一統可及評儀事一銘々身持之儀ハ勿論、支配町々申渡等不行届取沙汰有之候而も、是迄組合相互ニ致遠慮、等閑ニ相成候儀も有之故、自分も組合ノ申立候儀ハ不相成様ニ心得、我俣相募、組合ノ掛合候儀も不及返答、不正成事とも致増長候様成行候得者、往々其身分ニも相障可申候間、急度相慎不礼無之様致、掛合之儀有之節ハ早速可及返答事

一 出火場江近来出役之面々人少ニ而、其上大纏当番之節も不罷出面々も有之、如何ニ候間、大纏当番之節別而心掛、其外平日共出火之節ハ無遅々出役可致候、且又出火場江罷出候節、組合内口論、又ハ変事有之候而も不顧、勝手次第ニ引取候族有之、如何敷候間、向後右之節ハ勿論、無事ニ而引取候節も相互ニ見合、一同引取候様可致候、并於右場所手荒成儀致候族有之候ハ、無遠慮異見ヲ加、其上ニも不相用候ハ、一統可及評儀事

一 近來場所柄之無差別、猥ニ相成、年功之無遠慮も遊興他宿之雑談等いたし、外聞ニ拘り、如何ニ候間、相慎可申事

一 都而御用向等之節、相番江無断不罷出儀有之、時ニ寄寄人も不罷出様成儀も有之、甚手違ニ相成候間、病氣差合等ニ而難

罷出候へ、前日相番江其段相断可申候、差掛候節も勿論之事ニ候、万一其年番或者世話番等不残病氣差合等有之候へ、組合内江頼合、何れにも御用向罷略ニ不相成様可心掛事一家督見習願、旅行御暇願、其外組合一統之及沙汰候儀へ、五ヶ月番帳江記置可申事

一年番々差出候返答書伺書等へ、其度々年番々写組合内可相達置候、銘々写取早々順達可致事

一都而御用向自身ニ取計、手代ニ任置候儀ハ致間敷候、忽而支配江對手高無之、且礼儀正敷役儀嚴密ニ相勤可申候、尤組合内ハ一統親ク、外同役江対候而も是又礼儀正敷可致事

右之条々無怠慢常々心掛堅相守可申候、若不相用族有之候へ、組合一統評議之上、享保七寅年四月被仰渡候通取計、組合連判を以可申立候間、末々迄無忘脚急度相守可申候、向後ハ月次寄合之節度々帳面江印形可致置候、為後証連判仍如件

天明五乙巳年三月十八日

組合名前

年番名主を中心として、名主組合内部の規律を強化し、名主の勤務状況の悪化を是正しようとしている。名主たちがこうした申合せをしたこと自体、当時の名主の勤務状況の悪化を端的に物語っているのである。その内容としては、(1)名主寄合への欠席、(2)無断で他出する、(3)廻状の伝達や諸調査の停滞、(4)出銀徴収の停滞、(5)出火

場に出役しない、あるいは出火場での取扱い不備、(6)御用向に出頭しない、(7)御用向を手代任せにする、(8)家督手続の不備、(9)身持の悪化などがあげられる。

こうした状況に対して、年番名主が組合内の名主の取締りにあたり、問題のある名主については、組合名主一同で評議して処理していこうとしている。名主組合は、幕府によって上から編成された、江戸町方支配の一つの行政単位であったが、こうした内部規律による自浄化機能をもっていたことは、一定程度の自立性をもった組織として評価しなす必要がある。

(2) 名主の欠落

これまでみてきたように、名主の勤務状況は悪化していたが、さらに不正を犯して欠落する名主も出てきた。

宝暦一三年（一七六三）八月四日朝、東青柳町名主吉右衛門が欠落した。欠落の理由は不明である。吉右衛門は、東青柳町に表間口一〇間、裏行一八間の家屋敷を所持していた。宝暦九年七月に、日向水道町家主平次郎から、この家屋敷を家質として二〇両を吉右衛門は借りていた。そして、宝暦一三年二月に居宅が類焼にあったため、妻子は妻の親元に預け、また、母親は音羽町二丁目伊右衛門店に隠居していた。吉右衛門自身は類焼後、「小屋掛ケ等仕候迄、

東青柳町火之番屋ニ罷在、同町家主清右衛門与申もの方ニ而食事等仕候処、久々病氣ニ而引込罷在候処、今以小屋掛ケ等も出来不仕候」という状態であったが、八月四日朝に、「不斗罷出行衛相見不申候」ということになってしまった。なお、吉右衛門の所持家屋敷を担保とした借金は、家質書入ではなく「沽券書入」²⁰であったことが、吉右衛門欠落後に発覚し、平次郎・吉右衛門両人は不埒であるとして、家屋敷を没収された。²¹このことは吉右衛門欠落の結果判明したことで、吉右衛門欠落の直接の原因ではないと思われる。

安永八年（一七七九）九月七日には、谷中玉林寺門前名主久左衛門が欠落した。この理由もはっきりしない。久左衛門は、同年八月以来病氣であったが、八月一五日に類焼にあったため、兄の池之端七軒町浄円寺門前家主武兵衛のもとへ娘ともども身をよせた。そして、九月七日に「不斗罷出行衛相知不申候」ということになったのである。²²

吉右衛門・久左衛門両人の欠落の理由ははっきりしないが、推論するならば次のことが考えられる。病氣のため名主としての職務をはたせず、類焼した居宅の普請が遅れたためであろう。名主は玄関^{げんかん}とも呼ばれたように、一般町人には禁じられていた玄関構を許されていた。天保一四年（一八四三）六月に、熊井理左衛門外二名が町奉行所市中取締掛へ提出した上申書の中に次のようにある。²³

町役人之内、名主共居宅門玄関様之作事致候も有之、右ハ古来より之仕来ニ而、最寄町方ニ御用筋有之、御役人方名主宅江御出役有之砌、御用筋之もの被召呼、御調筋等も有之義ニ付、町家並之住居ニ而ハ御用弁相成兼候間、古来之仕来ニ而差置申候、乍併門玄関作事仕様皆具相揃候作事ニ者無御座候、且又内造作長押之建具、都而今般御触廉者勿論、前々々町役人共身分江御制禁之作事向決而不仕候

名主に玄関構を許したのは、町奉行所役人などが出張してきたとき、名主宅が仮の役所となるためであった。この玄関構が支配町民に対して、名主の権威づけともなったが、反面、名主は幕府から玄関構を義務づけられていたことにもなると思われる。こうした義務をはたせなかったことが、吉右衛門・久左衛門両人の欠落の原因と考えられる。

このような欠落事例はまだよいとしても、不正発覚を恐れて欠落した名主も出てきている。

天明七年（一七八七）一二月、町年寄喜多村彦右衛門は、公金貸付の引負によって町年寄を退役させられ、一生謹慎を命じられている。この事件の発端は、彦右衛門が取扱っていた貸付金八千両を預っていた、浅草今戸町伊兵衛と名主が欠落したところにある。名主の名前や欠落に至る経緯は不明であるが、公金貸付に関連した名主

の不正事件と理解すべきであろう。⁽²⁴⁾

天明三年八月には、南伝馬町一丁目の草創名主で、かつ伝馬役を勤めていた吉沢主計が欠落した。これは四カ所の町屋敷の家質書入にともなう不正書入、つまり一つの家屋敷を何重にも家質書入したことが発覚したためである。⁽²⁵⁾ 草創名主という家康入府以来の由緒を誇り、伝馬役という重要な役を勤めていた吉沢主計の、不正発覚による欠落事件は、幕府にも大きな衝撃を与えたものと思われる。

これまでみてきたように、一八世紀後半には、名主たちの勤務状況が悪化しており、また、不正を犯して欠落する名主も出てきた。これは天明江戸打ちこわしに象徴的にみられるように、幕府にとって江戸町方住民支配の動揺として認識されてくるのである。そして、名主内部でも自粛の動きがみられたものの、寛政改革期には名主制の再編成が重要課題となり、その上でさまざまな政策に名主を動員していったのである。次に、寛政改革期における名主制再編成の過程をみていくことにするが、まずはじめに、江戸市政改革の中心課題であった、町入用の問題と名主との関係をみておくことにする。

二、町法改正と名主

享保七年（一七二二）名主番組が結成された理由の一つに、増加

傾向にある町入用の削減があった。一八世紀後半になると、町入用の増加傾向はさらに顕著となっていた。明和四年（一七六七）二月および五月に、年番名主が町年寄喜多村に提出した、町入用増加の理由書には次のように説明されている。⁽²⁶⁾

(1) 火消人足が店人足から抱薦人足となったため、人足賃銀などが増加した。

(2) 火消道具がこれまでの団扇・水籠・梯子・幟などに加えて、纏・玄蕃などの諸道具が増加し、その破損修復のための費用がかかる。

(3) 町火消はこれまで組合朱引境まで詰めればよいことになっていたのが、組合外の遠方にまで消防に出動するようになったため、人足賃銀・道具破損による修復費用・弁当代などがかかる。

(4) 町火消は近年朱引詰場所以外に、定詰場所への駆付けを命じられ、道具・目印等の費用がかかる。

(5) 町火消は、近年御用達町人等へ駆付け、消火および御用物持退人足を命じられたため、この人足を常抱するための費用、あるいは「風立候得者駆付候者共町内江呼集置候二付、給物油蠟燭等」の費用がかかる。さらに、この駆付けを命じられた町は、大纏当番を免除されたので、当番を「外町々ニ而割合相勤候故、外町々江大纏繋く相廻」るため、全体として町入用が増加した。

(6) 曲輪近辺の町々には龍吐水が下げ渡され、その修復および人足

賃金などがかかる。

(7) 風烈の時をはじめとして防火のための昼夜見廻りに関して、水溜桶・人足賃金・提燈・蠟燭・法被・股引・茶・炭・油などの費用がかかる。

(8) 加役・増加役・火事場見廻りによる捕人の町預けが多くなり、夜中番などのための人足賃金・油・蠟燭の費用がかかる。

(9) 享保八年（一七二三）から一組に二カ所、場所によっては四カ所設置を命じられた火の見櫓の新設や修復、あるいは番人足給金などの費用がかかる。

(10) 享保七年に、それまで「板屋わら葺」であったのを、土蔵造・塗屋・瓦葺を命じられたため、普請修復などに費用がかかる。

(11) 行倒人は場所によっては度々あり、その介抱のために薬代・食事代・人足賃金・油・蠟燭などの費用や、「右ニ懸り候番人人足給物等之入用」がかかり、さらに、町奉行所へ出頭させる時には駕籠代が、死亡した場合には「寺江遣し片付候入用」がかかる。

(12) 日用役銭徴収を、近年家主がするようになったため、そのための「筆紙之入用」がかかる。

町入用増加の理由を、一二項目にわたって説明しているが、そのうち一〇項目は防火のための費用の増加としている。これは幕府による江戸の防火都市化政策が町入用、つまり町人たちの負担によっ

て実施されていたことを物語っており、その結果としての町入用の増加であったのである。なお、寛政改革に先だって、安永五年（一七七六）三月に、幕府は各町の町入用を調査している。⁽²⁷⁾この調査の目的は不明であるが、当時町入用の増加が問題となってきたことだけは確かであろう。

一八世紀後半における町入用の増加は、右にみてきたように、主として江戸の防火都市化政策のため、町人がその費用を負担させられたためであった。また、地主の三厄として火事・水道・祭礼があげられるように、町入用の中心を占めるのは、防火費用・水銀・祭礼入用であった。町入用の増加は、江戸が巨大都市として抱えたさまざまな都市問題の解決を、町人たちの負担によった結果と理解すべきであろう。

しかし、幕府は、この町入用の増加を名主や家主たちの責任に帰していた。特に名主は、後述する享保七年（一七二二）の「一組互ニ吟味可仕品々」に取極められたように、無用の町入用がからないようにすることになっていた。名主がこうした職務を怠っていたから町入用が増加していったと、幕府は理解していた。

町入用削減の方針は、松平定信政権成立の当初から企図されていたものと思われる。この方針は、前述した安永五年の町入用調査の時点にすでにあり、定信政権はこれを継承・拡大して、町法改正や

物価引下げを実施していかうとしたのかもしれない。定信政權成立の翌月にあたる天明七年（一七八七）七月に、前述したように、名主組合は三カ条の申合せをしている。このうち町入用に関する申合せは次のとおりである。⁽²⁸⁾

一 町入用押切帳面之儀、無益之入用等并如何數名目等書出候茂有之候而者、御時節柄ヲ相弁不申儀ニ有之候間、随分町々心掛、物入等無之様いたし、帳面相改可然存、尤各様儀其思召ニ而御取調被成可然存候

この申合せは、新政權が町入用削減の意志をもっていたことに対する、名主側の敏感な対応を示しているといえる。

こうした名主たちの自粛の動きは別にして、幕府は、前述したような名主たちの職務怠慢、特に町入用の取扱いに関する職務怠慢に對して、天明九年（一七八九）正月に、名主たちへ次のように申渡した。⁽²⁹⁾

一 近年町中諸入用多相掛致難儀候由ニ候、右者名主五人組之者共先年之町触、且奈良屋市右衛門申渡候趣を致忘脚儀儀与相聞候間、此度先年相触候趣并市右衛門方ニ而申渡候儀等、猶又別紙之通相触、又者為申渡候ニ付、急度可相守候、尤已後者右触申渡之趣、名主五人組共格別ニ相守候哉、手寄を以密々為承候、若守方等閑成者有之段相聞候ハ、早速召捕、嚴

敷遂吟味答申付候、其節及難儀事ニ候条、此旨兼而申置候名主たちの町入用取扱いについて、享保七年（一七二二）の触の趣旨を守ることなどを指示し、時には隠密調査を行うことを申渡している。その上で、享保七年（一七二二）の名主組合結成時に、名主たちが取極めた名主の職務規定である、「一組互ニ吟味可仕品々」を惣組合名主連判で、北町奉行初鹿野信興に提出させている。それは次のとおりである。

一 組互ニ吟味可仕品々

一 御用向被仰付候節、心之及程情ニ入、未熟ニ無之様ニ相勤可申候、立合勘定之儀茂直々取掛、日數重り不申、早速埒明候様可致事

一 常々御公用を重シ、役儀之筋疎略ニ無之、支配之町用ニ付御尋有之時分、万端手支不申候様ニ心掛可申候事
一 役金之儀多出候処者、減少いたし可為差出候事

一 売券之節、町札之儀、前廉御書出之外一切請申間敷儀者銘々存知候処、御定之外を取候段、御法を背候儀ニ有之候、自今急度相慎、自分之儀者勿論、五人組惣町中之者迄御法之通可為致事

一 屋守附代之節、音物請申間敷儀者、兼而之儀ニ候間、弥以此趣可致候事

一類焼之砌、町人茂同前難儀之處ニ、自分之家を造らせ候茂有之由、不埒之儀ニ候、自今相慎可申候、尤無心ケ間敷儀、曾而申間敷事

一公事ニ付御腰懸ニ相詰候内ニ、公事人之造作ニ曾而成申間敷候、一分之儀者手前入用を以可致候事

一書入金之節、礼金ヲ取候様成義ニ有之間敷儀ニ候間、少之物而茂礼請問敷候、諸事ニ付礼物等請問敷事

一何方江罷越候共、急御用之節、名代ニ而者難成儀も有之候間、罷越候所を知七置可申候、左茂無之者不心掛ニ候事

一壹組之内申合、式三人宛五ヶ月程ツ、当番致、別而可申談候、一ヶ月壹度惣組当番計寄合候日を定、寄合ニ而双方一同ニ事を勤候様可申合候、其趣を一組之寄合日可談候事

一御用筋ニ而惣寄合之節、会料出候を町内ニ取候族も有之由ニ候得共、近頃者左様之儀を相考、銘々輕キ給物持七候へ者、少ニ而も会料杯与申儀者、町内ニ為出候事有之間敷事

一町内役錢月々勘定割合之節、入用書銘々改、費成出錢も候哉、得与相考吟味致、其帳面ニも、家守ノ地主江出候書付ニ茂、押切印判可致候、尤右人用帳面毎月組合寄合之節持寄、相互ニ見七合、致相談吟味可致事

此仕方前方ニ名主ノ銘々地主江押切之判鑑遺置、其上ニ而

月並勘定書付押切判を町内之元帳ニ茂致可申候

縦令ハ

一入用之品々書付

何月何日

町内組頭印
月行事 印

書付之末ニ成共改
又者裏ニ成共

押切之
印形

如此致可申候

前書之通急度可申合候、月並ニ寄合ニ而勤方之儀、又者不作法成儀無之様ニ、相互ニ無慮可申合候

右之趣当分計之事ニ而者無之候間、永々無懈怠急度可申合候、若右之段々用不被申候輩も有之候ハ、書付封候而御奉行所

江可申上候、為末々一組連判仕置候、仍如件

〔享保七壬寅年六月〕

壹番組ノ拾八番組迄

惣名主

連印

右之趣猶又此度被仰渡奉畏候、為後日仍如件

惣組合

連判

番外共

天明九酉年正月

右の名主の職務規定の中では、名主が町入用をはじめとして、支配町人に対して、過分の負担をかけさせないように規定した条文が目につく。

幕府は、江戸市政改革にあたって、名主に対しては、まずその職務規定を再確認していくことからはじめたのであった。

町入用削減をめぐることは、さらに名主とは別に「町人取締役」設置の構想も生れていた。寛政二年（一七九〇）四月八日に、老中松平定信から町奉行・勘定奉行に下げ渡された町入用削減案の中に次のようにある。⁽³⁰⁾

一是迄名主等ハ代々之もの故、相応之働き有之ハ不宜企等のミ
いたし、左も無之ハ一向に町内之事かまい不申様にて、取メ
不宜に付、一組ニ三四人ツ、身元たしかなる町人取締役と申
を申付、町内之風儀等迄せわいたし候積り

但し此取メ役ハ番所向之儀にかゝり候てハ、商売の邪魔に
も成可申ニ付、只町内之せわ并町入用等之世話のミいたさ
せ可然候、乍然一向ニ勢ひ無之候てハいかゝに付、町入御
能拜見、又者町奉行江も年始等ニハ礼ニ出候積り、尤名主
之次ニをり候座席くらいて可然事

名主の職務怠慢によって増加傾向を示す町入用の削減や町内の取締りのために、「町人取締役」を設置し、名主に準じた席次を与え

るという構想であった。

この「町人取締役」設置の構想は、松平定信が、「町組合メ役ハ大業ニ付、中々此度急に工夫被致候へと申にハ無之候得共、実ハケ様ニ成り可然と存候事ニ付申入候、ゆる／＼考へ可被申候⁽³¹⁾」と付言しているように、特にその後設置の動きもみられず、結局は「町人取締役」新設という形では結実していかなかった。これは、「町人取締役」が名主制の補完にとどまるものであって、名主制の機能低下に対しては、抜本的な対策となりえないこと、また、名主役と同様な役を設けることには、名主側の抵抗もあったことが考えられる。寛政三年三月に、肝煎名主が町奉行への、町入用に関する答申書の中で次のように指摘している。⁽³²⁾

町々之内月次町入用勘定改之節、町内居付地主之内立合相調、
題帳江印形致候場所も有之候由、右躰之場所者是迄之通可仕、
其外新規ニ一統右躰居付地主又者家守之内見立、人柄宜もの等
定番ニ極置、月々町入用等為改候ハ、行届可申哉ニも可有御
座候得共、町々相揃申間敷、其上年來相勤候者ニ而者、無骨之
者ニ而者難相成、近來之者ニ而も、人柄相応ニ候得者定番ニ極
候様相成候儀ニ可有之、左候ハ、町々多く者何之弁も無之、憎
ミ間違等出来可仕儀ニ有之、且又右躰居付地主又者家守之内、
改番定候ハ、末々其者不吞込候得者、事不濟候様成行候ハ、

全躰輕キ者之儀ニ付、時ニ乘し慎を忘、如何敷筋、虚妄も出来可仕哉ニ付、前書之通臨時高金之節計居付地主為立合、月々之儀ハ其儀無之、町内一同立合相改、名主共も精ニ入相改、押切印形仕候様申含候ハ、末々迄行届可申儀ニ奉存候

文意の通りにくい箇所もあるが、肝煎名主は「町人取締役」新設に反対していることは確かである。

こうしたことによって、「町人取締役」新設は案のままでは消えなくなっていった。そして、幕府は、名主制の機能低下に対しては、「町人取締役」の新設によってではなく、後述するように、正名主の処分、精勤名主の褒賞、肝煎名主の設置という一連の政策によって対応し、名主制の再編強化をはかっていった。

こうしたことは別に、名主の町人用取扱いについて、幕府は強行手段をとっていったので、次にこの点をおくことにする。

寛政三年（一七九一）三月二〇日に、町奉行、勘定奉行から松平定信への上申書の中に次のようにある。⁽³³⁾

向後之取締方之儀者、名主共ニ小間割を以町人用為差出、以後者減方頭取世話為仕、居地主とも江入用筋一切為引受候事故、たとひ減方不申付候迎、彼等勝手能様ニ取計、自然と取締可申候、其上定法を立、嚴重ニ申渡候上者減し候だけ減しを附、只今迄之様成浮靡之費用者、相懸申間敷儀と奉存候、只今迄者名

主共所持之屋敷ハ、町人用金差出不申趣故、町人用何程相懸り候迎も、一向貪着不仕、地主共も難儀ニ存候間、彼是申候而も大勢之家守ニ者難勝、無是非仕癖之俣ニいたし置候儀故、入用高次第ニ相増候儀ニ御座候処、此度右之通申付候上者、此一段ニ而急度取締、惣町平均是迄之懸高之四五割相減し可申候

従来名主の所持家屋敷が町人用負担を免除されていたため、名主が町人用の増加に無頓着であったが、町人用を負担させれば、町人用を削減するよう努力するであろうという提案であった。さらに、同年四月七日の町奉行・勘定奉行の上申書では、名主に加えて町年寄の所持家屋敷にも町人用負担をさせるよう提案されている。⁽³⁴⁾

この名主・町年寄所持家屋敷への町人用負担割当て案は、「譬ハ在方ニ而名主之田畑ニ候迎も、年貢諸役不相掛儀ハ無之義」と説明されるように、勘定奉行の提案と考えられる。この提案はそのまま採用になった。

寛政四年四月一五日、北町奉行所へ、「惣町組々年番名主不残、右名主居町之家持壹人・家守壹人宛、南北小口肝煎五人」を呼出し、町人用削減を目的とした改正町法を申渡し、町人用の書上を指令した。その中で、「町年寄并名主共所持之地面ニ而是迄町人用割合不掛分迄も、小間ニ懸、不同無之様割付」るように命じている。幕府は、町法改正を速やかに処理するため、「名主共家守共之内、是迄

種々不正之儀いたし、地主共江多分之費用懸ケ候町々も有之段、不埒ニ付、急度御咎可被仰付処、格別之御憐愍を以、一統御宥免之事ニ候」と寛容な態度でのぞむ一方では、「右定法を背キ、内々ニ而余計之金高積立候町々茂有之ニおゐてハ、名主者役儀取放し、地主者家屋鋪取上ケ、家守者可処殿科候」とか、「向後者右定法之外少したり共不正之筋於有之者、重き御咎可有之」とかのような強行姿勢もみせている。⁽³⁶⁾

ここにおいて、所持家屋敷の町入用負担免除という、名主の特権的家屋敷経営は停止させられることになり、一般町屋敷並に町入用を負担することになった。これによって名主の経済状況も、大きな影響をうけたものと思われる。

安永三年（一七七四）に、年番名主が町年寄樽屋藤左衛門に提出した、名主所持家屋敷に関する答申書の中で、「名主役相勤候者者家屋敷所持仕候儀ニ而、町役諸入用茂所持屋敷之分者差出、居宅屋敷之儀者寛文元元年二月喜多村御役所ニ而、名主屋敷之儀者諸役御免被仰付候由申伝、一統差出不申候」とあることから、寛文元年（一六六一）に、居宅屋敷の町入用負担が免除されたことがわかる。⁽³⁷⁾しかし、町法改正の経緯をみる限りでは、町入用負担を免除されていたのは、居宅屋敷のみではなかったと考えられる。

名主は所持家屋敷の町入用を負担させられることになったが、七

分積金は免除されていた。その理由は、「名主者以前町入用不差出、此度新ニ出金致候ニ付、減金高無之、却而手取金者減少いたし候故、多分積金不仕候⁽³⁸⁾」とされている。七分積金は、町法改正による町入用削減額の七割を積金にあてるものであったから、従来町入用負担をしなかった名主は、むしろ収入減となり、その対象外とされたのであった。

この名主所持家屋敷の町入用負担に関連して、次のような事件が生じた。寛政四年（一七九二）五月二七日に、大伝馬町名主馬込勘解由は、名主役・伝馬役を退役させられ、押込を命じられた。その時の申渡しは次のとおりである。⁽³⁹⁾

申渡

大伝馬町

肝煎名主

勘解由

其方儀、町法改正ニ而、以来名主所持地面も町入用小間割無不同可差出旨申渡ニ付、伝馬入用とも差出候心得ニ候処、伝馬入用、名主役料割合者其方地面相除、町入用計出銀致し候様地主共申聞候ニ付、減方書上帳面但書ニ其趣認差出、其後沙汰無之、聞済有之候儀と相心得、右式口之入用不差出罷在候段といへとも、右之趣地主共申聞候とも、町法改正に付申渡置仕帳

ニ振候儀ニ候間、急度差留、或ハ別段可申立処、却而及対談、書上沙汰無之候とて右割合不差出罷在候段、右躰不正之筋を可正ため、肝煎役をも申付置候上者、他町迄も可制身分を不顧、地主共申旨ニ泥ミ利欲ニ迷ひ、不正之いたし方不埒に付、名主・伝馬役取放、三十日押込申付之

馬込勘解由は地主たちとの合意の上ではあったが、自己の所持家屋敷について、町入用は負担したが、名主役料・伝馬入用⁽⁴⁰⁾を負担しなかつたことが問題となったのである。勘解由はこのため名主役・伝馬役を取放たれることになった。その後、享和元年（一八〇一）五月に、勘解由の忤平八が名主役・伝馬役へ帰役した⁽⁴¹⁾。これは伝馬役という特殊な役を勤めていたことも関連しているであろう。

いずれにしても、幕府は、町法改正にあたって厳しい姿勢でのぞんでいたことが理解されよう。そして、それは次に述べる不正名主の処分にもうかがわれる。

三、不正名主の処分と精勤名主の褒賞

幕府は、名主制の機能低下に対して、まず前述したように職務規定の再確認を行い、つづいて不正名主の処分、精勤名主の褒賞を行うことによって、対応していった。

表1 退役名主一覧

名主名	番組	支配町	役料高
高橋徳三郎	9	芝田町1丁目, 2丁目, 3丁目, 4丁目, 5丁目°, 6丁目, 7丁目, 8丁目, 9丁目, 同通新町, 同横新町, 伊皿子町, 同台町, 明下町, 寺丁, 七軒丁, 久保三田町	金46, 7両
中野佐左衛門	9	芝西応寺町°, 木挽町裏代地	金55, 6両
増嶋惣左衛門	9	芝三田1丁目, 2丁目, 3丁目°, 4丁目, 四国丁, 三田台町1丁目, 同2丁目, 同裏町, 同南代地町, 同北代地町, 同古川町, 同久保町, 同老増町, 神宮寺門前, 常教寺門前, 龍原寺門前, 当光寺門前, 宝徳寺門前, 中道寺門前, 春林寺門前	金39両
会田兵庫	9	飯倉町1丁目, 同2丁目, 3丁目, 4丁目, 5丁目°, 6丁目, 同所片町, 同所六本木町, 同永坂町, 同狸穴町, 同新町, 的場屋敷, 順了寺門前, 善長寺門前, 上杉様うら門前片町, 赤羽円明院門前	金31両
深見平十郎	9	麻布宮下町, 同所南日下窪町, 同所北日下窪町, 同所永松町之内, 同六本木正信寺門前, 同深広寺門前, 同光専寺門前	金21両

『大日本近世史料・市中取締類集』5, 天明7年版「万世江戸町鑑」(一橋大学附属図書館所蔵)から作成。支配町名に°印を付したのが居町を示す。

寛政二年（一七九〇）九月に、芝田町名主徳三郎、芝西応寺町名主佐左衛門、三田町名主惣左衛門、飯倉町名主兵庫、麻布宮下町名主平十郎の五名が、不身持であるとして、名主役を退役させられた（表1参照）。

この五名のうち、退役の理由を具体的に知ることができるのは、徳三郎についてのみである。寛政二年二月の町奉行所定廻り同心の調査書に次のようにある。

芝田町九丁、外ニ預り町四丁、都合町数拾三ヶ町支配仕候、則田町名主高橋徳次郎、右徳次郎義、去年中支配拾三ヶ町家主者人前ニ無拠無心申立、金貳両宛取集申候由、尤一町ニ而家主三拾人程ツ、御座候而、壹町ニ而者金子五六拾兩程ツ、何れ之町よりも取集、拾三町ニ而都合金高七百兩余相集候由、尤田町三丁目ニ酒商売致候松屋伊助与申者、町所ニおめて不宜者ニ御座候由、右之者と名主徳次郎一跡馴染、右之伊助ニ拾三ヶ町之町々家主共江無拠掛合、違背致させ不申様ニ致候而、右金子通取集候由、依之右名主等殊之外奢ニ奢を致候由、右之町々者一統ニ至而大難渋仕候由ニ御座候

名主徳三郎が、支配町々へ無心をして、七百兩程を徴収し、それを奢侈につかい捨てたことが問題となっている。他の四名についても、同様の理由で退役させられたと思われる。

名主として、身を慎み、支配町々に無用の入用をかけさせないようにするはずの名主が、逆に、支配町々へ無心をして、奢侈につかい捨てたのであった。これは、前述した名主の職務規定である「一組互ニ吟味可仕品々」に抵触する行為であったため、幕府から糾弾されることとなったのである。

寛政二年七月二十九日に、南町奉行池田長恵が松平定信に提出した伺書の中で、このような不正名主が存在する理由を次のように指摘している。

御当地町々名主共之儀、名主給与唱候而名主幕方入用者町々ニ出金多少有之候得共、都而町内ニ差出候儀ニ御座候、右名主共病氣又者病死跡、忬相統相願役儀相勤、畢竟役を代々ニ仕居候故、場所柄ニ而者勝手宜候間、自柔弱ニ生付候名主も有之、場末之名主ニ出精相勤候ものも有之候得共、其丈之功も無之打過候ものも有之、いつれ出精不出精之際限不相分候故、人柄正敷ものも退屈ニ趣申候

幕府は、名主たちが「役を代々ニ仕居」るから「自柔弱ニ生付候名主」も出てくるのであって、それが職務怠慢や不正につながっていくと理解していた。そこで、幕府はそうした不正名主を退役させることによって、名主は世襲ではなく、職務怠慢あるいは不正を犯す名主は退役させていく、という厳しい姿勢をみせたのであった。

そして、これによって名主制の機能低下に対して、一つのはじめを
かけようとしたのである。なお、退役させられた五名はすべて九番
組に所属していた。偶然この地域の名主に不正が集中したのではな
く、江戸名主一般にみられる勤務状況の悪化や不正の存在を防止す
るため、名主へのみせしめとして九番組の名主に集中させたものと
思われる。

このように、幕府は不正名主を処分する一方では、職務に出精し
ている名主たちが、「退屈ニ趣」かないようにするため褒賞し、さら
に職務を忠実にはたすようにさせようとしている。

それは、まず寛政二年一〇月六日に、右に述べた退役名主の跡役
として、年来出精の名主たちを配置することからはじめられた。

このとき退役名主の跡役の候補者として選ばれたのは、「格別人
柄宜年来出精」とされた、浅草諏訪町名主治左衛門外四名のものた
ちであった⁽⁴⁵⁾（表2参照）。しかし、この五名の名主たちは、そのま
ま退役名主の跡役についてはなかった。つまり、「名主徳三郎
・佐左衛門・惣左衛門支配之分者相応之上り高ニ相聞候間、新規ニ
外ノ名主申付候而も始終取続も相成可申」として、徳三郎の跡役に
は治左衛門を、佐左衛門の跡役には惣次郎を、惣左衛門の跡役には
拾甫（再勤）を新規名主支配付した。そして、治左衛門・惣次郎が
従来支配していた町々は、それぞれ名主役見習勤をしていた俵たち

表2 跡役候補者一覧

名 主 名	番組	年齢	支 配 町	役料高	備 考
内藤治左衛門	3	60才	諏訪町 ^o	金36両	悴与四郎名主 見習5年程
水田善三郎	7	64	上柳原町 ^o 、南本郷町、南飯田町、鉄 炮洲之内十軒町、同所明石町、船松町 2丁目	金80両	悴重蔵名主見 習5年程
片山太郎右衛門	13	48	神田明神下同朋町 ^o 、同御台所町、同 妻恋町、湯嶋三組町、春木町1丁目、 同3丁目、本郷菊坂台町	金67, 8 両	悴太郎見習 去年 ^o
堀江惣次郎	15	56	赤坂新町2丁目、3丁目、4丁目、5 丁目、青山浅川町、青山御掃除町、赤 坂専修寺門前、同鈴振稻荷別当願正院 門前、同所守福寺門前、青山善光寺門 前、(赤坂田町3丁目 ^o)	金15両	悴惣左衛門名 主見習23年程
秋元拾甫	14	67	(小石川原町 ^o)		当時隠居

表1に同じ

表3 付支配一覧

名主名	番組	支配町	付支配町
林 藤 吉	8	葺手町 ^o 、神谷町、西久保同朋町、天徳寺門前、大養寺門前、青龍寺門前、寺門前、光円寺門前、普門院門前	飯倉町1丁目、2丁目
黒沢市兵衛	10	市兵衛町 ^o 、坂江町、陽泉寺門前	飯倉片町
鈴木与右衛門	9	芝森元町 ^o	飯倉3丁目、4丁目、6丁目
浦口清左衛門	9	芝松本町1丁目 ^o 、2丁目	飯倉5丁目、同所順了寺門前、善長寺門前、赤羽根円明院門前、飯倉の場屋舗
当麻直太郎	10	龍土町 ^o 、同所材木町、同六本木町、同坂口町、龍土代地、三田古川町、長泉寺門前、教善寺門前	飯倉六本木町、麻布正信寺門前、光専寺門前、深光寺門前
安能次郎左衛門	9	麻布永坂町 ^o 、同永松町、豊岡町、南日ヶ窪町之内麻布十番新馬場町、宮下町之内馬場馬口旁7人、光照寺門前	飯倉永坂新町、狸穴町、麻布北日ヶ窪町、同所永松町
嶋田伊三郎 後見 嶋田安右衛門	9	麻布本村町 ^o 、同所一本松町、同所坂下町、春桃院門前、宗宥屋敷、同所宗与屋敷、麻布宮村町、同三軒屋町、同所広尾町東側、同所田嶋町、永松町之内古川町、台雲寺門前、本村町之内東福寺前、同所千歳寺門前	麻布宮下町、南日ヶ窪町

表1と同じ

に、名主役を命じている。⁽⁴⁶⁾

しかし、平十郎・兵庫の跡役は、「いづれも名主給上り高少」いので、「外が新名主差遣候而者其者難有も可奉存候得共、暮方引足不申候」として、「其町内ニ而人柄能もの為見立、名主役申付」ることとした。⁽⁴⁷⁾その後適当な人物がみつからず、「見立方区々ニ而的当にも不相聞」という状態であったので、肝煎名主に調査をさせた結果、最寄名主へ付支配することとした。⁽⁴⁸⁾(表3参照)。

ここで一つ注目しておきたいことがある。結果としてではあるが、退役名主の跡役を、新規名主支配付としたか、最寄名主に付支配としたかの判断基準が、役料高四〇両程を境としていたことである。

徳三郎の役料高は四六、七両、佐左衛門は五五、六両、惣左衛門は三九両であって、その跡役は新規名主支配付となった。これに対し、兵庫の役料高は三一両、平十郎は二一両であって、両者とも役料高が低く、新規名主支配付しても、「暮方引足」らないことになるとされていた(表1参照)。

当時、この地域(九番組)では、名主役料が、ほぼ四〇両以上なければ、安定的に名主役をはたし、生活維持していけないと理解されていたものと思われる。また、こうした低額役料が、名主の支配町々への金銭の無心の一つの原因とも理解されていたのであろう。

退役名主の跡役候補にあがった残りの二名、善三郎と太郎右衛門は、「可差遣格別之場所も無之」ということで、新規名主支配付となつた三名に準じて、褒美として銀二枚が支給された。⁽⁴⁹⁾

右に述べた退役名主の跡役の新規名主支配付に関連して付言しておきたいことがある。

まず、芝西応寺門前名主となつた惣次郎について、寺社奉行松平信道は町奉行池田長恵に次のように問合せている。従来西応寺門前において名主代替りの時は、町内から西応寺へ願出、同寺が名主役に任命し、その上で町年寄に通達し、町奉行が名主役に再度任命することになっていた。その理由は、「右町之儀ハ他寺門前町と違ひ、地代金等為相納候儀無之、古来割付之通年貢取建、右取立方之儀ハ名主引受取計、元地方之方重ニ付、先西応寺ニ而申付候上、町年寄へ及通達候趣意」であるからである。今度は惣次郎を町奉行が先に名主役へ任命したが、改めて西応寺から名主役任命を行うべきかどうか、今後惣次郎の代替りの時は従来どおりの方法でよいかとの問合せてあった。これに対して、町奉行は、今度のことについては、「惣次郎義、於御役所ニ御名主申付候ニ付、又候西応寺ニ而名主申付候ニ者不及、取扱之義ハ仕来之通相心得」るようにし、また、今後については、「惣次郎以後末々之名主代り、取計之儀者、仕来之通西応寺ニ而取計可申」と解答している。⁽⁵⁰⁾

次に、退役した三田町名主惣左衛門の跡役について、関東郡代伊奈忠尊は町奉行池田長恵に次のように問合せている。惣左衛門が名主勤役中の天明五年（一七八五）八月一日に「家持百姓共願ニ付」、惣八十八に名主見習を命じたのであるが、惣左衛門の退役後、八十八をどのように取扱つたらよいかという問合せてあった。これに対して、町奉行は、「惣左衛門御答ニ而退役申付候上ハ、親同様之義ニ而、勤方之沙汰ニ者不及申、尤出勤之者ニも無之故、退役等申付候儀、別段ニハ不申渡候」と解答している。⁽⁵¹⁾

門前町屋や代官・町奉行両支配地における名主の任免に、寺社や代官（関東郡代）が強くかかわっていたことが注目される。しかし、従来の慣行を無視して、町奉行が不正名主の退役と跡役名主の任命を行ったことは、名主制の再編強化にのぞんで、幕府がいかに強行姿勢をみせていたかをうかがわせる。それだけ、天明江戸打ちこわしに象徴的にみられる、江戸町方住民支配秩序の動揺を、幕府が深刻に受けとめていた証拠でもあろう。

なお、退役させられた五名の内、最寄名主へ付支配となつた町々を支配していた二名が、文化一三年（一八一六）三月二十九日に、名主役に帰役している。麻布宮下町外五カ町を支配していた平十郎は、文化元年の法事の時に赦免となり、麻布宮下町・同南日ヶ窪町・北日ヶ窪町の三カ町の名主として帰役を認められ、残りの三カ町は従

来付支配の名主へ「一代限支配」を改めて命じている。また、飯倉町外一四カ町を支配していた兵庫（正兵衛）は、文化六年の法事の時に赦免となり、飯倉町一丁目・六丁目・同片町の名主として帰役し、残りの八カ町は同様に付支配の最寄名主へ「一代限支配」を改めて命じた。⁽⁵²⁾

右に述べてきたように、寛政二年一〇月六日に、幕府は、退役名主の跡役に、精勤名主を新規支配付していったが、これと同時に、四〇年以上名主役に精勤した名主七名に金二〇〇疋を褒美として支給している。⁽⁵³⁾ 精勤名主への褒美は、安永七年（一七七八）七月に、三八名の精勤名主が金五〇〇疋を褒美として支給された例もある。⁽⁵⁴⁾ しかし、一〇月六日には後述する肝煎名主の任命も行われており、この精勤名主褒賞は、名主制再編強化策の一環として理解すべきである。

寛政三年一二月には、本所松倉町名主武兵衛が、従来月行事持であった本所新町を付支配されている。これは本所松倉町が、「全之役給金五両ニ不足」ということで、武兵衛は「暮方差支」えており、かろうじて名主役を勤めていたので、これに対する褒美と救済の意味があったと思われる。⁽⁵⁵⁾

名主へ組合持あるいは月行事持の町を付支配させることは、安政四年（一八五七）の記事によると、「尋常名主当分附支配之儀多分

勤方出精之為御褒賞被仰付候」と幕府側は理解していた。つまり、付支配は名主への褒賞としての意味をもっていたのである。これが明確に打出されてくるのは、寛政改革からと考えられる。

月行事持の町は、「名主無之候而者取メリ不宜候」ということで、天明五年（一七八五）五月に、「此度名主見立相願候とも、又者近辺名主支配附相願候共可致候」との町触が出されている。⁽⁵⁷⁾ 月行事持の町は、その多くが場末の小町であり、天明江戸打こわしの母胎ともなっていた。こうした月行事持の町を名主支配に組入れていこうとする動きは、名主制のもとに江戸町方支配を強化していこうとする方向性を示している。寛政改革ではこの方向を継承しつつ、江戸町方支配の強化と名主への褒賞を一体化させていったところに、その特質をみることが出来る。

四、肝煎名主の設置

幕府は、名主制の機能低下にはどめをかけるため、職務規定の再確認、不正名主の処分、精勤名主の褒賞を行った。そして、これと並行して肝煎役を設置し、名主制の再編強化をはかっていった。

幕府は、名主制の機能低下に対して、前述したように、名主とは別に「町人取締役」設置の構想をもっていた。しかし、この「町人

取締役」設置そのものはたち消えとなった。そして、幕府は、名主制の機能低下に対して、その補完として「町人取締役」を新設するのではなく、名主制そのものに手を加えることにより、「町人取締役」設置構想で意図したことを生かそうとしている。

寛政二年（一七九〇）七月二十九日に、南町奉行池田長恵が松平定信に提出した伺書の中に次のようにある。⁽⁵⁸⁾

江戸中名主共一番組々式拾一番迄組合有之候間、右名主之内町内治方宜出精相勤候ものを撰、組合限ニ壹両人つゝ肝煎与名付、組合名主之筆頭ニ申付、不動成もの有之歟、又者申合不宜儀有之候ハ、万事心付教諭致、名主共互ニ切磋為仕候ハ、一統之勵ニ相成、追々町方治リニ相成可申奉存候

組合内名主の監督・指導を行わせるため、番組毎に名主を一、二人づつ肝煎役に任命し、組合名主の「筆頭」にすえるという提案であった。肝煎役の職務は、前述した天明五年（一七八五）三月の名主申合せでは、年番名主がはたすべき事柄であった。この名主申合せが、池田の肝煎役設置案のものになったとも考えられる。

この池田長恵の肝煎役設置案は、八月七日に、松平定信から「至極宜敷心付」として、そのまま認められた。⁽⁵⁹⁾そして、肝煎役任命のため、市中の名主たちの勤務状況などを、町奉行所組の者二名と町年寄二名に調査させた。この調査の終了後、池田は、「御当地町々

名主共人柄勤柄之義、風聞為承候処、書面相認候分ハ何れも相応ニ相聞候者共ニ御座候」として、四八名（兼帯が一名いるので実際には四七名）の肝煎役候補者名簿に調査結果を添えて、九月二〇日に松平定信へ提出した。⁽⁶⁰⁾そして、この四八名の候補者がそのまま肝煎役に任命された。

この調査にあたって、名主の勤務状況などは、次の四ランクに分けて調査された。⁽⁶¹⁾

上之部

- 一 実跡ニ而年来役義出情致相勤、御用向弁候者
- 一 何ヶ年来実跡相勤、此節老病ニ而引込罷在候者
- 一 一年若ニ者候得共、実跡成者ニ而、出勤致相勤、御用向相弁者

中之部

- 一 実跡ニ候得共、御用向弁候者ニ者無之者
- 一 実跡ニ者候得共、出情致相勤候与申程ニ者無之者
- 一 前々者不身持成趣ニ候処、近年取メ、右跡之義無之、御用向

出情相勤候者

- 一 出情相勤御用向も弁候得共、病身ニ而度々引込候もの
- 一 一年若ニ而実跡成者ニ候得共、御用向弁候者ニ者無之もの
- 一 実跡成者ニ候得共、場末ニ而御用向取扱少く、弁候与申ニ者無之者

表4 肝煎名主候補者一覧

番組	名主 人数	肝煎名主名	居町	評価				備考
				1	2	3	4	
1	15人	竹口六右衛門 加藤助右衛門 馬込勘解由	品川町 品室 大伝馬町	上 中 中	中 中 中	中 中 中	上 上 上	
2	13	三戸見太郎 渡辺庄右衛門	横山町 高砂町	上 上	中 中	下 上	上 上	
3	20	関口吉左衛門 江口作左衛門	浅草西仲町 浅草聖天町	上 中	上 中	下 中	上 上	
4	7	市川又兵衛 多田内新助	箔屋町 坂本町	上 中	中 中	上 上	上 上	
5	9	飯田藤五郎 中野五郎兵衛 西村治右衛門	桶町 五郎兵衛町 本材木町	上 上 上	中 中 中	中 中 中	上 上 上	
6	9	渡辺源太郎 村田佐兵衛	弓町 新両替町	上 中	中 中	中 下		
7	11	水田善三郎 岡崎十左衛門 清水市兵衛	上柳原町 本八丁堀町 霊岸嶋浜町	上 中 上	上 上 上	上 上 中	上 上 上	
8	14	林藤吉 大久保藤兵衛 大場宗十郎	西久保菅手町 芝中門前町 芝新網町	上 上 上	中 中 中	中 中 中	上 上 上	
9	11	内藤治左衛門 堀江惣治郎 浦口清左衛門	芝田町 芝西応寺町 芝松本町	上 上 下	上 上 中	上 上 上	上 上 上	
10	13	柳下半四郎 亀井五兵衛	白金台町 渋谷宮益町	上 中	中 中	下 上		19番組兼帯
11	9	瓜生六左衛門 岡村庄兵衛 竹内善右衛門 後見 勘兵衛	神田永富町 神田小柳町 神田新石町	上 上 上	中 中 上	上 上 中	上 上 上	
12	8	中村善左衛門 吉村源太郎	神田旅籠町 神田佐久間町	中 上	上 中	中 下	上 上	
13	17	片山太郎右衛門 佐久間源八 内海甚五右衛門	神田明神下同朋町 上野町 谷中町	上 上 上	上 上 上	上 中 中	上 上 上	
14	25	衣笠勘七 内海甚右衛門	小石川白山前町 駒込肴町	上 中	上 上	中 中	上 上	
15	20	飯塚三四郎 塩崎茂八	小日向水道町 四谷伝馬町	上 上	中 中	中 中	上 上	
16	7	関岡長兵衛 河村太郎兵衛	本所緑町 本所徳右衛門町	上 上	中 中	上 中	上 上	
17	15	林忠太郎 田中市郎次	深川中嶋町 深川材木町	上 上	中 中	中 下	上 上	
18	7	小泉六郎左衛門 大塚庄八	南本所町 中之郷町	上 中	中 中	下 下		
19	6	柳下半四郎 松嶋兵右衛門	白金台町 芝二本榎広岳院門前	上 中	中 中	中 中		10番組兼帯
20	11	岡部安兵衛 戸張平次右衛門	牛込築地片町 雑司ヶ谷町	上 上	中 中	中 下		
21	4	原田半三郎 古森全兵衛	浅草誓願寺門前 浅草日輪寺門前	中 中	中 中	下 下		調査後退役に付、 肝煎から除外

「類集撰要」49（国立国会図書館所蔵旧幕府引継書）、寛政3年版「万世江戸町鑑」（京都大学文学部陳列館古文書室所蔵）から作成。

評価の1・2は町奉行所組の者の、3は町年寄奈良屋市右衛門の、4は町年寄樽与左衛門の調査によるもの。

一不身持成義無之、勤向平生出情致、御用向も弁候得共、酒之上ニ而不宜もの

下之部

一不身持成義者無之候得共、不勤成もの

一前々者少々不身持ニ候由、近年取メ、右躰之義無之候得共、

御用向致出情相動候与申ニ者無之もの

一病身ニ而度々引込候由、一躰者実躰成者ニ候得共、御用向弁兼

候者

下々カ

一一躰不勤成もの

一前々不身持ニ而、近頃者右躰之義無之候得共、支配内手荒取

極候者

一前々不身持ニ而、近年右躰之義者無之候得共、不勤者(成脱カ)

評価の基準は、人柄や身持、勤務態度、健康状態などの良否にあったといえる。

この調査の結果は、肝煎役候補者についてのみ知ることができ。はじめ候補者は四九名（内兼帯一名）であったが、一名が調査後名主を退役したため、四八名となったのである。この四九名についての調査結果を整理したのが表4である。

一〇番組と一九番組を兼帯していた柳下半四郎の場合、町年寄奈

良屋市右衛門の評価が、一〇番組では下、一九番組では中となっているのは、半四郎の勤務態度などが一〇番組と一九番組とでは、異なっていたからであろうか。ともかく、肝煎役候補者四九名のうち、町奉行所組の者・町年寄の四名からすべて上の評価をうけたのは、わずか三名のみであった。また、町奉行組の者・町年寄の四名では、それぞれの評価にばらつきがみられるが、全体的にいて町年寄の評価の方が厳しく、町年寄のどちらか一名から下の評価をうけた者が、一四名もいた。

肝煎役に任命された名主たちは、「相応ニ相聞候者」ではあっても、必ずしも満点の評価をうけたわけではなかった。このことから推して、名主一般の勤務状況がいかに悪化したものであったか、幕府は改めて認識させられることになったと思われる。また、このため、後述するように、寛政改革以降の都市政策には、肝煎を中心にして動員せざるをえなかったものと理解される。

ともかく、このようにして、寛政二年一〇月六日、南町奉行所において、前述した退役名主の跡役任命や精勤名主の褒賞と同時に、四八名（内兼帯一名）の肝煎役が任命されたのであった。その申渡には次のようにある。⁽⁶²⁾

御当地町々々番組ハ式拾壹番并番外迄之名主共、年来実躰相勤候もの又者間々不勤成もの共有之、尤大勢之儀ニ付是迄駈与不

相分候間人柄善惡銘々相糺、格別身持不束之名主共者先達而咎も申付候、右之外ニも稍不勤ニ相聞候名主も有之哉に相聞候得共、畢竟心得違之儀可有之間、其糺ニ者不及候、然処其方共儀組合之内ニ而も銘々実跡相勤、其上町用等も出精致し候段奇特成事ニ候、依之名主肝煎与唱、其組合之上席ニ申付間其旨可存、尤相名主之内不行届之ものも有之候ハ、再三致教諭、其上不相用ものも候ハ、可申出候、惣而不依何事組合内入組候儀も肝煎江遂相談候様申渡候間、手限ニ而埒明候事者相済、出入事其外共万端事少ナニ相成候様心掛、町役諸入用も費無之様心付世話可致候、猶又町方之儀ニ付時之宜ニ相叶取メニも可相成与存付候儀も有之候ハ、無遠慮^(可脱カ)申立候、右之通相撰肝煎をも申付候事ニ候間、此上心附可相勤

肝煎役設置の目的は、前述したように組合内名主の職務を監督し、指導させるところにあつた。また、「町方之儀ニ付時之宜ニ相叶取メニも可相成与存付候儀」を上申させるようにしている。さらに、「急速之御用者其組々肝煎共江被仰付」ることにもなつていた。

肝煎役に任命された四七名は、翌一月に次のような申合せをし、連印をもつて樽与左衛門に提出した。一二月八日の樽の通達には、町奉行へも上申したとある。

一此度組合々ニ而銘々肝煎被仰付候ニ付、弥以常々御公用を重

し、御用向情ニ入、大切ニ仕、少ニ而も私之取計ケ間敷事無之様心掛可申事

一第一身持尚以急度相慎、不依何事、質朴ニ致、肝煎名主仲間相互ニ睦敷申合、御用向其外存付候義、并御尋事等之節、存寄無腹臆申談候様心懸ケ、尤一己之抜懸ケ不致、一応者可申談事

但、品ニ寄衆義判ニ而一決不致候共、御奉公ニも可相成筋、存寄残し不申、一組又者壹兩人ニ而も可申上事

一右仲間内若心得違之者も有之候ハ、無隔意相互ニ再慮談合異見致シ、再三申談候而も不相用候ハ、組合内肝煎仲間者勿論、最寄組合肝煎仲間江も談判之上、其訳申上候様可致候、其節恨ニ存申間敷候事

一外同役江対し、御権威ケ間敷儀無之様相慎、組合同役是又睦敷無之候而ハ、御用之弁も不宜義候間、随分心付、組合同役之内ニも若身持其外心得違之儀も有之候ハ、無遠慮教諭致、其上不相用候ハ、其組合肝煎仲間評義之上、其訳申上候様可致事

一惣而不依何事、組合内入組候事、并出入事、其外共取扱候節、縦令其事片付候上、組合同役々差送候共、品々軽重ニ不寄、決而音信受申間敷事

一町役諸人用、銘々支配町者勿論之儀、組合内をも心掛、費無之、万端事少ニ相成候様、組合并最寄申合、可致世話事

一町方之儀ニ付、時之宜ニ相叶、取締ニも可相成与存付候義も有之候ハ、組合内肝煎仲間申談、其最寄限之義ハ最寄申合可申上、惣町中ニ拘り候筋ニ候ハ、惣肝煎仲間相談之上、可申上事

一御用向之儀、組合其外共談事達等之儀、少茂無遅滞様心掛、且又談達等者格別、御用向之義、猥ニ親類たり共囁合等不仕、別而穩密御用向之節、決而他江洩不申様、銘々妻子江も心を用、情ニ入取計可申事

一惣而肝煎仲間寄合之節、席入用等、銘々自分ニ而取賄候者勿論之義ニ候得共、酒菓等決而不相用、銘々独弁持寄候様致し、縦令仲間内宅ニ而寄合候節、茶多葉粉之外、決而差出申間敷事

但、寄合所刻限朝五ツ時無遅参、用談相済次第相帰候様可致、若談手間取候而も、夕七ツ時迄相済候様可申合候、尤病気差合有之節者、其段仲間同役可申達事

一銘々而御番所其外御役所向江罷出候節者格別、其外若無執儀ニ而遠方江罷出候節ハ、組合内仲間江申合置可申事

右之通熟談申合相極候上者、以来相違無之、急度守可申候、為其印形致置候、仍如件

寛政二戌年十一月

肝煎四拾七人連印

吉番組式拾吉番組迄

肝煎名主の申合せは、肝煎役任命の申渡をうけた内容となっており、(1)肝煎仲間て相談して事を処理する、(2)肝煎同士相互に監督しあう、(3)公事取扱に関して音信は受取らない、(4)町入用の世話をする、(5)町方支配に関する提言を行う、(6)御用向は遅滞なく処理し、御用向の事柄については口外しない、(7)肝煎寄合の方法、(8)他出の際の届出などが取極められており、これが肝煎名主の職務規定であった。

なお、名主一般の職務規定についても、肝煎役任命時と、一〇月二六日にも申合せを行い、名主一同連判している。その内容は次のとおりである。⁽⁶⁵⁾

申合

先達而肝煎役被仰付候砌、銘々身持其外慎方自法申合致連判置候得共、猶又此度左之通申合候

一勤向出情之儀者勿論、髮形風俗其外不依何事ニかふとふ(不脱カ)ニいたし可申、且支配之者江用談之節、諸事手重ニ無之様致、忤手代等江別而可申聞置候、尤籠服相用、脇差等も目立不申様、長脇差無用ニ致、并鼻紙袋或者喜世留・多葉粉入等ニ至迄、縦令有合候共目立候品相用申間鋪事

但、供之者迄もかふとふ(不脱カ)ニ致、長脇差等無用之事

一銘々持参之并当之儀者御腰掛御掛札ニ准、并器物等不目立様可致事

一御番所御門内江雪駄并革鼻緒之裏付草履等堅無用いたし、雨天之節蛇目傘相用申間敷事

一家屋鋪売買并讓之節、町礼員數者御定之通相守、家守相替り候節者口上ニ而可申触候旨、被仰渡之通り是又相守可申事ハ勿論ニ候得共、家守附候節扇子又者肴等音物相送り候とも、一切請申間鋪候事

一同役跡式相統并悴見習勤願濟之上、組合相互ニ振舞等致間鋪候、音信等いたし候共、至而手輕ニ取計可申候事

一組合月並寄合等都而同役申合候事ニ而出会致候節、茶屋駄之場所無用ニいたし、成丈宅ニ而可致、尤酒菓等相用申間敷事
一無扱私用等ニ而他行致候節、無僕之節別而袴着可然候、妻子等他行之節も風俗目立不申様可致事

但、都而神仏江信心ニ而参詣等致候共、勤先ハ同役申合連立候様成義相慎可申事

一平生無益之客来不致、縦令同役親類たり共遊興ケ間鋪儀無用之事

但、親類其他共音信手輕ニ致可申候

一家作等不相応之普請致不申、成丈手輕ニいたし可申事

一子供稽古之外音曲等相慎可申事

一家事取締之為其身慎を第一ニ致、家内平生未熟ニ無之様心掛可申事

一前書格別ニ申合致候上者、以来等閑無之為ニも候間、縦令御用筋無之候共、一ヶ月壹度宛寄合致、相互ニ心得等之儀可申談事

但、寄合場右ニ准シ可申、尤月番之最寄勝手次第之事

右申合之ケ条之趣者不及申、外不依何事ニ聊ニ而も不宜風聞ニ而も有之候ハ、同役之内自他之無差別再応申談候筈ニ申合候、依之連判致置候、仍如件

寛政四子年十月廿六日

同役連判

名主としての身持についての慎方を取極めたものといえる。こうした取極めがなされること自体、それだけ名主の風儀が悪化していたことにもなる。しかし、名主がこうした取極めをしたことは、寛政改革にのぞむ幕府の厳しい姿勢をうけて、名主側の自肅の対応とうけとめられる。

さて、幕府は、名主制の中心に肝煎名主をすえることによって、名主制の再編強化をはかったが、肝煎名主に関してさまざまな処遇をとっている。一〇月二〇日には、肝煎名主が名主の「上席被仰

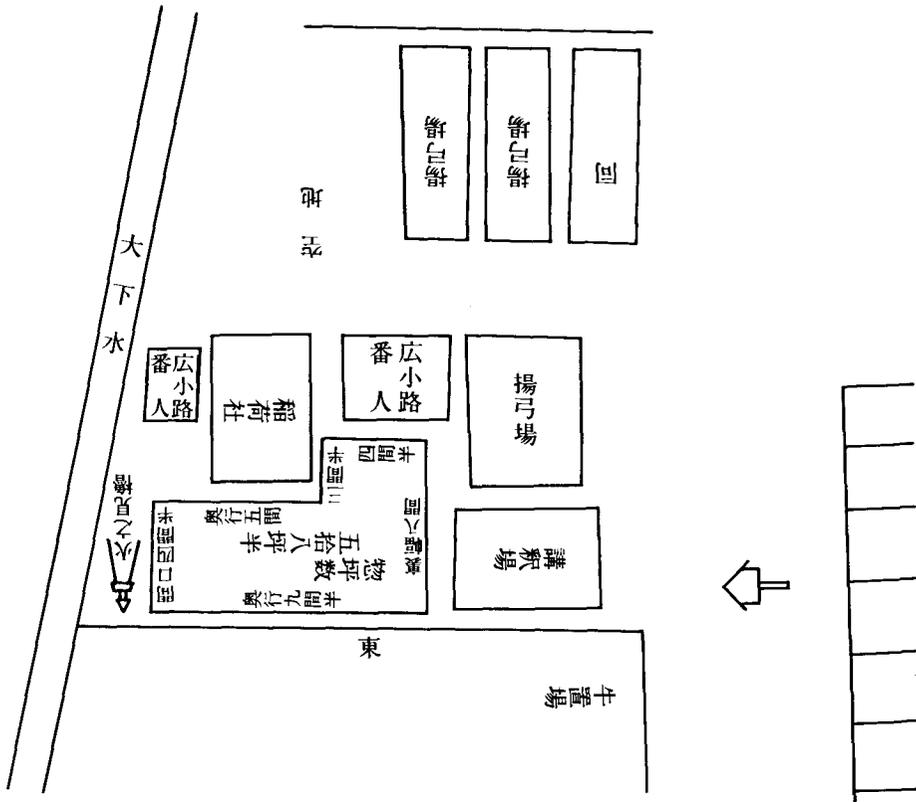


図1 肝煎名主寄合場
「類集撰要」49による。

付」たことをうけて、町奉行所腰掛の肝煎名主詰所に仕切を設けている⁽⁶⁶⁾。また、二月五日に肝煎名主の町奉行所への呼出しについて、「何町肝煎名主誰と御差紙江御認被下候様」にとの肝煎名主の願出も認めている⁽⁶⁷⁾。一般名主と肝煎名主を区別しようとする方向がみられる。なお、肝煎名主の間では月番を定めて、これが肝煎名主全体にかかわる事柄を処理していた⁽⁶⁸⁾。

次に、肝煎名主の寄合場についてみていくことにする。寛政四年（一七九二）閏二月二〇日に、樽与左衛門から肝煎名主の寄合場について、「肝煎寄合場多人数ニ而場広之所借候而者致寄合候由、急御用之節寄合場ニ差支候趣及承候」との尋ねがあった。肝煎名主は、「御察之通人数多之義故、寄合場所定候得者宜」と答申した。そして、樽の「何れ之場所宜候哉」との尋ねに対して、肝煎名主は、「江戸橋広小路之内元四日市町持分上納地之内地所被下置候得者、平家ニ輕相建、寄合場ニ致置度」と答申し、二二日にこの場所の絵図面を樽に提出した（図1参照）。この絵図によると、L字形の敷地五八坪半が寄合場の予定地として記載されている。その後、一月一日に、元四日市町月行事・名主は、三〇坪の土地が、「当時明キ地ニ御座候間、差障之義無御座候」と答申している。こうして、肝煎名主側が希望した五八坪半が三〇坪に削られたものの、江戸橋広小路の中に、肝煎名主の寄合場が設置されたと思われる⁽⁶⁹⁾。従来、

名主の寄合のための施設が定設されたことはなかった。この意味で肝煎寄合場の設置は、注目すべきである。つまり、肝煎名主が従来の名主制にはなかった機能をはたしていたから、寄合場を定設することになったと考えられる。

肝煎名主は、町法改正をはじめとする諸調査に動員させられていき、さらに、後述するようにさまざまな都市政策に動員されていった。しかし、ここで注目しておきたいのは、肝煎名主が従来の名主制にはなかった、次のような新たな面をもっていたことである。

第一に、天保一三年（一八四二）鈴木町名主源七の上申書に、「御府内名主共、小口ニ限り諸役掛ニ相勤罷在候処、寛政二戌年肝煎名主四拾七人、其翌亥年諸色掛り名主共六十式人被仰付⁽⁷⁰⁾」とあるように、肝煎役は名主の掛役であった。表5に示したように、肝煎名主は、名主役を退役するか、肝煎退役願が認められるかしない限り、交替することはなかった。この点が、まず従来の名主制にはみられなかった点である。

享保七年（一七二二）名主組合が結成されると、各番組毎に年番名主を設けて、惣番組寄合の構成員とし、組合内名主の取締りや、町触の伝達、諸調査などを行わせていった。しかし、年番名主は各番組の名主が順番に交替で勤めるものであった。また、名主番組は、日本橋川を境として二つに分れ、北は一・二・三・一・一・一二

番組	寛政 2	寛政 3	寛政 4	寛政 11	文化 4	文化 10	文化 15	文政 5	文政 6	文政 7	文政 8	文政 9	文政 11	文政 12	天保 2	天保 3	天保 4	天保 6	天保 7	天保 9	天保 10	天保 11	天保 12	天保 15	弘化 3	
11	瓜生六左衛門			久保勘兵衛	飯塚市藏 △																					
	竹内善右衛門				河津十兵衛																					
	後見勘兵衛																									
	岡村庄兵衛				齊藤市左衛門 △																					
12	吉村源太郎																									
	中村善左衛門			山本六右衛門 後見弥兵衛	山本六右衛門																					
13	片山太郎右衛門					岡部助左衛門																				
	中山甚五左衛門							山田勝五郎 後見八郎右衛門																		
	佐久間源八				佐久間源八																					
14	内海甚右衛門				鈴木市郎右衛門	萩原金藏 △	△																			
	衣笠勘七									秋元茂吉郎																
15	飯塚三四郎																									
				山中仁右衛門	矢部与兵衛																					
	塩崎茂八	塩崎茂八郎		秋元八郎左衛門	高山清兵衛																					
					塩崎茂八郎 △																					
16	関岡長兵衛																									
	河村太郎兵衛																									
					河村太郎兵衛 △																					
17	林忠太郎			平野甚四郎	桑田九左衛門 △																					
	田中市郎治																									
18	小泉六郎左衛門				齊藤助之丞																					
	大塚住入				中田五郎左衛門 △																					
19	松嶋兵右衛門				勝田次郎助																					
	柳下半四郎				大塚太郎左衛門	高橋九兵衛 △	△																			
20	戸張平次右衛門				小川伝四郎 △	△																				
	岡部安兵衛				石井清兵衛																					
21	古森奎兵衛				岡部安兵衛 △	岡部彦助																				
					高松喜兵衛																					
新吉原																										

注) 「万世江戸町鑑」, 「大日本近世史料・市中取締類集」5 から作成した。△印は肝煎見習を, ▽印は肝煎見習並を示す。また, 天保2年の欄の●印は世話掛就任者を示し, 天保12年の欄の○印は市中取締掛就任者を示す。

・一三・一四・一六・一八・二〇・二一・番外吉原の一二組、南は四・五・六・七・八・九・一〇・一五・一七・一九・番外品川の一組とした。⁽⁷¹⁾そして、町奉行所や町年寄役所に隣接する、北の一・二番組、南の四番組を小口と呼び、小口の年番名主(小口年番といふ)が、町触・申渡などを南北それぞれの番組の名主へ伝達した。⁽⁷²⁾また、急御用の時は小口年番が処理した。源七の上申書に「小口ニ限り諸役掛ニ相勤罷在候」とあるのは、小口年番のことを指している。しかし、小口年番は小口番組の名主が交替で勤めるもので、肝煎役のように特定の名主が固定的に勤めるものではなかった。つまり、肝煎役に関してまず注目しておきたいのは、肝煎役が、特定の名主に固定的に勤めさせる掛役として設定されたことである。

第二に、肝煎役は、掛役を勤める代償として、手当を支給されていた点に注目したい。

肝煎役設置当初は、特に手当は支給されておらず、寛政四年(一七九二)一二月八日に、肝煎役の内七人が、「致出情支配向取計も宜ニ付」ということで、褒美として銀三枚つつ支給されている例がある⁽⁷³⁾くらいである。

寛政九年閏七月一八日に、北町奉行小田切直年から、肝煎名主は次のように申渡された。肝煎役は、「別而用向も多有之処、常々出情相勤、右ニ付而者臨時入用等も多」⁽⁷⁴⁾くかかるので、「惣肝煎仲間」

手当として、「下谷小嶋町ニ而浅草新堀常湊付町屋敷壹ヶ所」を拝借させるといふものであった。

肝煎名主は、この拝借町屋敷の地代惣上り高の内から、「永代定湊并柵橋新規復其外例年御鷹野御場拵之節水吐等」の費用をはじめとする町入用を除いた分を、手当として支給されたわけである。この拝借町屋敷は、「常湊助成地」であったので、「湊方諸掛」を取扱うために、肝煎名主の中から「世話番」を定めるように命じられている。

拝借町屋敷の規模は、表間口が田舎二一間四尺五寸、裏幅が同一間四尺、東側裏行が同一間、西側裏行が同一間三尺五寸で、六五七坪余であった。内部の構成は、図2に示すとおりである。拝借町屋敷の住民が、すべて地借人であったのは、助成地としての性格に規定されたものであろう。

拝借町屋敷から上る肝煎名主の手当は、地守が常湊入用などの勘定書を添えて、毎月肝煎名主の寄合場に持参することになっていた。地守の給金は年六両であった。そして、肝煎名主は、月々の地代金を、「最寄樋成町人江通帳を以預ヶ置、式季ニ割付」⁽⁷⁵⁾ることに取極めている。

その後、文化一〇年(一八一三)一〇月一七日に、拝借町屋敷が収公されることになった。これは、この拝借町屋敷が、元は観世織

●此印岡人家主建家作之分ニ而是迄地代差出不申候 但四ヶ所店賣 五十又八分二ツ下谷小嶋町

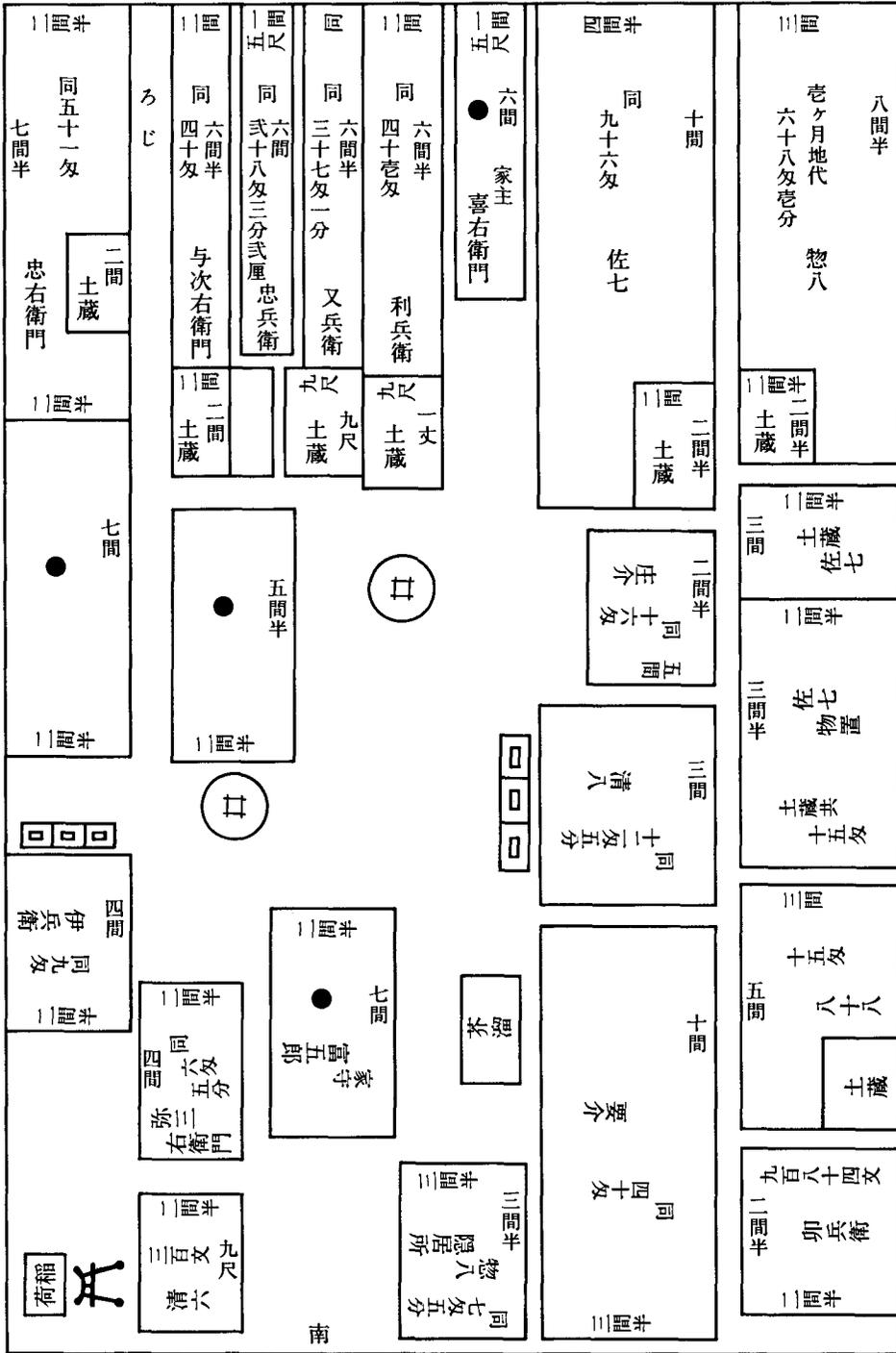


図2 肝煎名主手当地
「類集撰要」49による。

部の拝領町屋敷であったもので、文化九年一月に、観世鉄之丞が拝領を願出て、それが認められたためであった。この拝借町屋敷からの上り高は、年平均七〇両余で、肝煎名主は、これを「肝煎名主共勤方ニ付、申合等之寄合、筆墨紙等之入用」にあててきたのであった。しかし、「肝煎名主共江拜借地ニ可申付地所も無御座候」という状態であったので、「肝煎名主共江者追而相応之替地見立候迄、町会所金利金之内ハ七拾貳両ツ、年々相渡」すという、町奉行の提案がそのまま認められた。⁽⁷⁶⁾その後、替地はみつからなかったようで、毎年一二月に町会所から肝煎名主へ手当として七二両が支給されていた。⁽⁷⁶⁾

文政七年（一八二四）閏八月に、肝煎名主は、「前々々毎月壹度ツ、惣肝煎共寄合いたし、諸用向申合等仕候ニ付、席料筆墨紙其外共少々之入用相懸り、尤月番相立立替置、毎暮勘定候得共、人数入狂等ニ而混仕」る状態なので、七二両を月割にして、閏月分も含めて、毎月支給してほしいと願出て、翌九月二四日に、閏月分を除いて、月割にして毎月支給することが認められている。⁽⁷⁷⁾

名主は、名主役を勤めるため、支配町々から役料を徴収するのみであった。幕府からは、長年精勤したことによる褒美が与えられるか、出火の際に消防に努めた褒美が与えられることはあったが、その職務をはたすことによって、手当を支給されることはなかった。

幕府が肝煎役を名主の掛役として設置し、手当を支給していったことは、肝煎役に従来の名主制にはなかった機能を期待していたこととあらわれと考えることができる。また、寛政期以降、名主を臨時・定設に限らず掛役に動員する場合には、手当（名目は褒美の場合もある）が支給されていたことは、一つには名主の経済状況の悪化⁽⁷⁹⁾があったからでもあろう。

文政六年（一八二三）七月、肝煎名主は減切りとなった。これは、肝煎名主について「追々不宜事も多」くなくなってきたが、「肝煎共之内ニ者実躰ニ相勤、格別出精御用立候ものも多く可有之」ことなので、肝煎役そのものを廃止せず、「此上者相減候人数之儀者其俣減り限ニ致」すことにしたのである。⁽⁸⁰⁾つまり、肝煎退役後の減員補充をしないというものであったが、これによって、表5にみられるように、文政九、一〇年に、肝煎名主四二名中九名が退役し、新員は補充されず、肝煎数が減少していることを確認できる。

その後、天保二年（一八三一）一二月には、三二名の世話掛名主が任命されている。同年四月一六日に、町奉行が老中水野忠成へ提出した何書に、「肝煎名主之儀者支配外之町々迄も公事出入之取扱をも致候ニ付、心得違不正之儀も有之哉」と、肝煎名主の「不宜事」の内容が、公事訴訟に関連したものであったことが指摘されている。

また、町奉行は文政六年七月肝煎名主減切り以降は、「其後退役病死等仕、未残り居候ものも有之候得共、奉行所ニ而も取用不申候ゆへ、当業者平名主同様之躰ニ罷成候」と、肝煎名主が単に名目のみとなっていたことを指摘している。

しかし、町奉行は、当時の名主の勤務状況が悪化していたことも、次のように指摘している。

町々名主共追々未熟ニ成行、彼是不取締之趣ニ付、町年寄共心得相尋候処、近來者何与なく不精墮弱之もの多、町内之世話等も不行届、身上向も取乱し、中ニ者大借困窮ニ連、不正之儀杯いたし候もの共も有之哉ニ相聞、御用向杯取調申付候而も卒急ニハ弁不申、時々差支候儀も有之候

名主制の機能低下は、寛政期以前よりもさらに深刻なものと認識されてきている。そして、こうした状況に対応するため、町奉行は、次のように世話掛名主の設置を提言している。

年来相勤候もの之内、人柄宜敷もの共組合毎両三人宛相撰世話申付、心得違之もの江者教育為仕候へ、風儀も相直り、御用弁之為ニも可宜

この世話掛名主は、組合内名主の監督・指導という、肝煎名主と類似性をもつものであることを町奉行も認識しており、肝煎名主が「公事出入之取扱」をしていたことから不正も生じたのであるから、

世話掛名主には「右取扱事等を堅禁候へ、流幣(繁カ)も有之間敷」と注意を払っている⁽⁸¹⁾。

世話掛名主候補者として、町年寄は三七名の名主をあげているが、この内訳は、肝煎名主二三名、平名主一四名であった⁽⁸²⁾。そして、表5に示したように、天保二年時点で三十一名いた肝煎名主の内から、二〇名が世話掛名主となった。三二名任命された世話掛名主の内、約三分の二が、「不宜事」の多いとされた肝煎名主から任命されたのであった。なお、天保三年に、三一名中一二名が肝煎名主を退役しており、その内二名は世話掛名主となっている。この肝煎名主の大幅な減員は、世話掛名主に就任した肝煎名主はその後も継続して肝煎役を勤めていることから、偶然この時期に肝煎名主の退役が集中したのではなく、世話掛名主の設置と密接な関連があったと理解すべきであろう。つまり、不正肝煎名主の処分と考えられるのである。

町奉行が指摘した、肝煎名主減切り以降、肝煎名主が単に名目のみとなっていたという点には疑問が残る。表5をみる限り、天保改革期に天保三年を上回る大幅な減員がみられることによって、肝煎名主はほぼその存在意義を失ったと考えられるが、それまでは、一定の役割をはたしていたものと思われる。これは、肝煎名主の手当七二両が、肝煎名主減切り以降も、毎年町会所から支給され続けて

いったことから理解される。

天保六年一〇月一三日に、小口肝煎名主たちが、町年寄館市右衛門に提出した願書に次のようにある。⁽⁸³⁾

肝煎名主共追々相減、当時組々世話懸り名主共被仰付、肝煎名主共相勤候御用向世話掛り名主共相勤、筆墨紙等も相掛り候間、当暮被下置候御手当金、肝煎・世話掛り名主一同割合致候様仕度奉存候

肝煎名主の手当金を、肝煎・世話掛両者で割合いたいというものであったが、館から町奉行に上申し、そのまま認められている。手当金七二両の内、「月々寄合立替物等」の費用を差引いた残りを、肝煎一八名、世話掛三一名で分配すると、一人前一両二分二朱であった。

肝煎名主のはたした役割は、徐々に世話掛名主に吸収されていったと理解するべきであろう。天保一二年三月に、年番名主が町会所に提出した願書によると、肝煎名主のいない名主番組は、肝煎名主がはたしていた役割を、世話掛名主がはたすようにしたいと願出ている。これはそのまま認められた。⁽⁸⁴⁾ このことは、天保末年に至っても、肝煎名主が一定の役割をはたしていることと、肝煎名主のいない名主番組では世話掛名主がその代わりをはたしていたことを示している。

なお、肝煎名主の手当について、天保一五年正月に、勘定奉行から町奉行に次のような懸合があった。⁽⁸⁵⁾

(肝煎名主)
右江下金之儀替地見立候迄之儀与者乍申、際限も無之、殊ニ一駄之筋合町会所金之内を被下候而者、自然市中氣請ニも拘り可申哉ニ付、一旦御伺済之上被御申渡候儀ニ者有之候得共、今般諸向御入用減方被仰出候ニ付、町会所入用向之儀も尚厳敷省略方取調候折柄ニも有之候間、其御役所附地面之内拝借被仰付候歟、又者右上高之内を以御手当被下候共、町会所金之内出方ニ不相成様早々御勘弁有之候様致し度存候

肝煎名主の手当について、町会所からの出金を廃止して、町奉行所付町屋敷の上り高から支給するように変更を求めたものであるが、この結果については不明である。しかし、ここでも肝煎役手当の廃止そのものは問題とはなっていない。

肝煎名主が減切りとなった原因である不正の具体的内容や、肝煎名主と世話掛名主の並置されていた時期の相互の関連などの検討は今後に残さざるをえない。しかし、全面的に肝煎名主の廃止に、幕府が踏みきれなかったのは、問題があったにせよ、肝煎名主が名主制の再編強化にはたした役割を無視できなかったからであろう。

肝煎名主は、当初組合内名主の監督・指導を目的として設置されたが、その後、町法改正をはじめとする諸調査に動員されていた。

そして、肝煎名主は、掛役として設定され、手当を支給されるとい
う、従来の名主制にはみられなかった面を付与されていった。ま
た、幕府は、さまざまな都市政策を実施していく上で、主として肝
煎名主をさまざまな掛役に動員していった。肝煎役自体が名主の掛
役であったが、さらに個別の掛役に動員されることによって、肝煎
名主は、従来の名主制をはるかに越えた機能をはたさせられること
になったのである。この点を次にみていくことにする。

五、諸色掛名主

幕府は、寛政二年（一七九〇）二月に、物価引下げ令を公布し
た。そして、物価引下げを具体化させるための組織として、同月
に、町奉行所の与力・同心に勘定所役人を加えた、諸色取調掛が新
設された。諸色取調掛は、非番の町奉行役宅に集まり、諸物価の調査
や物価引下げ策、あるいは町法改正について検討を加えていった。⁽⁸⁶⁾

翌寛政三年には、北町奉行所において、鈴木町名主源七外一名
が、諸色掛名主に任命された。⁽⁸⁷⁾ 諸色掛名主は、諸色取調掛役人の指
揮のもとで、江戸市中の物価引下げに奔走した。その内容は次のと
おりである。⁽⁸⁸⁾

前年肝煎共取調中御免、新規諸色掛被仰付候儀を奉感銘、六十

式人必至ニ出情仕、殊ニ錢相場五貫式三百文ニ引上り、御武家
方日雇賃口々為引下ケ、鱸蒲焼小串壹本八文串を壹文引下ケ七
文、二八蕎麦・温飩・安八庵しるこ・雑煮餅一膳ニ付十四文ニ
為引下ケ、就中往還二八蕎麦御府内一同行燈江二七蕎麦与為書
改、日立五十日不相立内六十式人江銘々金式百疋つ、御褒美
被下置、難有奉存罷在候内、火附盜賊御改御加役長谷川半蔵様
人足寄場御小屋人之者共江御米為春立、少も直易ク春米屋共江
御払米為売捌、其外諸色直段御世話も被為在被召呼、諸色掛り
名主共江御夕飯被下置、蠟燭等も被下置、至而御丁寧御取成御
行届奉感銘罷在候

諸色掛名主は、錢相場に準じて、日雇賃錢や鰻・蕎麦・饅飩・し
るこ・雑煮などの食料品の値段をはじめとして、諸物価の引下げに
奔走していた。また、肝煎名主の内からも諸色掛に動員されていた
ようである。そして、六二名の諸色掛名主たちは、その掛役を勤め
た褒美として、寛政三年五月に、それぞれ金二〇〇疋つづを支給さ
れた。⁽⁸⁹⁾ また、蠟燭なども支給されていた。

町法改正についての諸調査には、肝煎名主があたっていたが、諸
色掛名主も、町年寄晦日銭の調査や、「改正町法」の板刻について
の諸経費の調査にあたっている。⁽⁹⁰⁾

諸色掛には、六二名の名主が任命されたが、これは名主番組毎

に、三、四名づつが任命されたものと考えられる。そして、これによって、幕府は、江戸市中全域くまなく物価引下げを断行しようとしたものと理解できる。

諸色掛名主は、定設の掛役ではなく、臨時掛役であったことを確認しておきたい。寛政三年の場合は、町会所設置までのことと思われる。天保一三年（一八四二）九月の鈴木町名主源七の上申書に、それまで源七は「都合諸色掛り三度被仰付」とある。⁽⁹¹⁾この三度のうち、一度は寛政三年のものを指すのであり、残りの二度とは、次の事実を指している。

文政一二年（一八二九）三月の大火によって、諸職人および人足手間賃、あるいは普請のための材木類の値段が高騰した。この引下げのため、同年八月に、北町奉行榊原忠之から品川町名主庄右衛門外五八名が、諸色値段・諸職人手間賃の「取調方」を命じられた。そして、これに出精したとして、翌一三年一月に、褒美として五九名の名主へ金二〇〇疋づつ、寄合費用などの手当として一同へ五両が支給された。⁽⁹²⁾

天保五年（一八三四）二月の大火によって、同様に同月中北町奉行榊原から、本銀町名主惣蔵外四名が、普請に関連した諸色値段の「取調方」を命じられ、翌六年八月褒美として金二〇〇疋づつ、手当として三両二分が支給された。⁽⁹³⁾

このように、諸色掛名主は、天保改革以前においては、物価騰貴がおきた時に、臨時に設置され、諸物価の調査や引下げにあたる掛役であった。そして、諸色掛は、名主番組毎に三、四名の名主が任命されたものと考えられ、これによって物価引下げを、江戸市中くまなくいきわたらせようとしたものと考えられる。また、掛役を勤めた名主へは、褒美として金二〇〇疋づつと、数両の手当が支給されたのであった。

幕府は、寛政改革において、名主制の再編強化、あるいは物価引下げや町法改正に、名主を肝煎役・諸色掛という掛役に動員していた。肝煎役と諸色掛については、前者が定設、後者が臨時という別はあるものの、寛政改革における都市政策が、幕府による江戸町方住民支配の動揺に規定されて、もはや従来の名主制のみでははたしえず、名主に掛役という新たな機能を付与することによって、はじめはたしうるものと、幕府は理解していたためと思われる。それだけ幕府は、江戸町方住民支配の動揺を深刻に認識していたのであろう。

六、名主諸掛役

寛政改革以降、幕府は、都市政策を展開していく中で、肝煎役・

諸色掛以外にも、名主をさまざまな掛役に動員していった。そして、掛役に動員された名主は、従来の名主制にはなかった新たな機能を果たさせられていった。次に、職務や動員の方式を中心にし、それぞれの掛役についてみていくことにする。

(1) 町会所定掛肝煎年番名主

町会所は、物価引下げのための町法改正の結果として設置され、貧民救済、低利金融、米価調節など、寛政改革期の都市問題に対して、多面的な役割をはたしていった。町会所の運営は、町奉行・勘定奉行の承認のもとで、町会所掛役人（町奉行所与力・同心と勘定奉行所役人によって構成される）が指導・監督にあたり、実際の運営事務等は勘定所御用達・座人や町会所定掛肝煎年番名主があつていた。

寛政五年（一七九三）三月に、町会所掛役人が町奉行・勘定奉行へ上申した、町会所運営のための構成員の職務規定案のうち、町会所定掛肝煎年番名主については、次のようにある。

此度可仰付会所掛り肝煎名主動方大意

積金中者老人ツ、其余者見計日々も罷出、勤方之儀者、町々
 〆会所へ申出候書付、其町々名主持參致候向者、右掛り名主取
 次、私共江申聞、且場末小地面、其外入組候家質等、其町々名

主呼出不申、右懸名主江申聞為申通、猶又此節御評儀相濟候捨
 子入用之儀、場所柄因而多少有之儀ニ候哉、差出置候帳面ニ高
 越候入用高、金三十兩〆三兩位迄ニ員数相見、悉不同ニ御座候、
 以来者其度々会所入用〆渡し遣候儀ニ付、実意ニ何程与申金高
 も、凡て兼而調置度、又一ツニ者去子年捨子数一駄何程有之、
 惣入用金何程ニ而見積立置候金高相当ニ候哉如何と申儀も承置
 度、且又先達而〆折々御沙汰有之候場所、明地之儀難儀之段申
 立、積金差免呉候様申立候分も有之候得共、家守減同様入組候
 儀、左候迎町々江糺方申付候而へ、煩雜ニも可相成哉与存込、先
 夫成ニ致差置候所、幸此度名主被仰付候ハ、右懸之儀をも寄
 々ニ無訖度為取調候積、其外惣而町々江申通候事引受弁候儀ニ
 而、座人御用達杯之勤方ニ携候筋無之積ニ御座候、乍併同場所江
 罷出候儀故、一同隔意無之、和融致し、私共〆双方江申論候、
 当分之儀故、先詰所玄関与心得御用達座人詰所江も罷越、上下
 之無差別様、腹藏もなく勤候様、一同申含、若又連名等仕候儀
 有之節者、毎々名も其奥書ニ為仕候積、勿論於会所ニ御用達上
 座ニ紛無之候得とも、御用達迎も地主之儀故、町内地面付懸り
 合候時者、名主ニ支配を受候儀故、是等之意味を含、無急度双
 方気受ニ不障様可申論奉存候

町会所定掛肝煎年番名主の職務は、七分積金の世話にはじまり、

町々から町会所へ提出される書類の取次、貧民救済・低利金融など町会所業務にかかわる事項の諸調査、町会所から町々への伝達事項の取次などで、町々と町会所とのパイプ役としての役割をもたせようとするものであった。

右の上申書の中で、特に注目したいのは次の点である。勘定所御用達と町会所定掛肝煎年番名主との「和融」を強調しつつも、名主は「座人御用達杯之勤方ニ携候筋無之積ニ御座候」というように、名主と御用達たちとの職務分担を明確に区分し、また、詰所も別にしてゐる。これは、町会所では御用達の方が「上座」であるが、「御用達迎も地主之儀故、町内地面付懸り合候時」には、名主の支配を受けるといふように、名主と御用達との上下関係が複雑であったからであった。この点については、寛政四年二月に、町奉行・勘定奉行から松平定信への座人選定についての上申書にも次のようにある。⁹⁵⁾

尤名主并掛り御用達之もの共打合申談、名前申出候様ニも可申付処、右御用達共ハ身元宜もの共故、名主共之自由ニも不相成趣、名主ハ猶又御用達共方江罷越、申談候様成儀ハ仕間敷、追而役所出来、双方ハ罷出可申談、夫迄之間一和いたし申談候様、町奉行所ハ申渡候迎も、一致ハ仕間敷趣ニ相聞

名主と勘定所御用達との間に摩擦の生じる危険性を危惧している。町奉行と勘定奉行という別の系統から、江戸町方支配に関して

の權威を、それぞれが付与されたことによる問題であったと考えられる。寛政改革によって、勘定所御用達という新たな町方支配機構の創設には、右のような矛盾点が内包されていたことを留意すべきである。

寛政五年六月、町会所定掛肝煎年番名主任命について、町奉行・勘定奉行から松平定信への上申書に、前述の町会所掛役人の職務規定案をうけて次のようにある。⁹⁶⁾

都而町々ハ右躰之儀ニ付、会所江差出候書付類名主共持参仕候節、御用達并年番地主江申込、詰合之両支配向江申達候儀ニ御座候処、当番之御用達并手代・年番地主共之取扱方のみにて、名主共氣受ニ拘り候趣相聞候間、肝煎名主之内当分定懸り申付可然哉

名主と御用達等との関係調整をはかるために、肝煎名主の中から町会所定掛を任命し、町々への伝達事項や諸調査にあたらせ、「物每手輕ニ為取計候ハ、便利ニも可有之」としている。また、町会所定掛は、六名任命し、町会所貸付利金の中から、御用達と同様に、褒美として毎年暮に、一人銀一〇枚つつを支給したいとしている。

この町会所定掛肝煎年番名主設置案は、松平定信からそのまま認められ、七月に、肝煎名主の中から、五郎兵衛町五郎兵衛（五番組）、本八丁堀町十左衛門（七番組）、芝田町次左衛門（九番組）、

高砂町庄右衛門（二番組）、神田旅籠町善左衛門（一二番組）、南本所町六郎左衛門（一八番組）の六名が任命された。⁽⁹⁷⁾

なお、その後の町会所運営に関して、特に御用達と名主との間に、トラブルが生じた形跡はみられない。これは前述した町会所掛役人の慎重な配慮が功を奏した結果と思われる。

町会所定掛肝煎年番名主は、「年番」とされているように、原則的には毎年暮に交替することになっていた。しかし、寛政五年の場合、六名全員が「来寅年も引統年番相勤」るように申渡されている⁽⁹⁸⁾し、翌寛政六年の場合には、六名のうち二名が交替したにとどま⁽⁹⁹⁾っている。これは、全員が交替してしまつては、「会所取扱等不案内ニ而差支候義も可有之哉」という配慮からなされたものであ⁽⁹⁹⁾った。町会所定掛肝煎年番名主の勤務年数⁽¹⁰⁰⁾をみると、寛政へ天保期では、一年で交替するものもいるが、一〇年を越えるものもいた。平均すると四、五年間であった。また、定員は、はじめ六名であったが、文政三年（一八二〇）から七名に、同九年から一〇名に増員され、天保六年（一八三五）には七名に減員されている。掛役についた肝煎名主の地域をみると、神田・日本橋・京橋辺の江戸の中心地域の肝煎名主が半数近くを占め、その周辺地域が三分の一弱、場末が二割程で、中心地域の名主が他の地域を大幅に上回るものの、著しい地域的偏差がみられたわけでもなかつた。⁽¹⁰¹⁾

なお、文政九年（一八二六）二月から、手当として毎月金三〇〇正が支給されるようになった。これは、「町会所年番肝煎取扱候御向、起立が多く相成、且御貸付金貸渡之節書上候地代店賃上り高相違之場所も有之」というように、取扱い事務量が増加したため、右に述べたように定員を三名増員した上に、手当が支給されることになったのである⁽¹⁰²⁾。また、町会所定掛肝煎名主は定式の褒美・手当の外に、臨時御用の際には、別に手当・褒美が支給されていた。⁽¹⁰³⁾

(2) 浅草堀田原馬場の場掛

寛政四年（一七九二）に新設された浅草堀田原馬場の場と「其外相残り候明地」が、翌寛政五年九月に、その周辺の浅草黒船町・大護院門前・元旅籠町一丁目・正覚寺門前・三好町・新旅籠町代地・福富町二丁目・元旅籠町二丁目・猿屋町代地・天王町上ケ地・元鳥越町新地の一一カ町に「御預ケ」となり、「捨もの倒もの等非常之義引請取計」うことを命じられた。馬場の場の直接の管理には二人の見守番人があつた。そして、この馬場の場掛として、右の一カ町を支配していた浅草諏訪町名主与四郎、黒船町名主黒右衛門、福富町名主善次郎、茅町二丁目名主理左衛門、茅町一丁目名主弥兵衛の五名が任命され、月番で馬場の場の見廻りや修復普請などの届出にあたらされた。なお、堀田原馬場の場は、はじめ町会所の管理

下におかれていたが、寛政五年一〇月に、町奉行所の管轄に移行している⁽¹⁰⁾。また、この掛役に褒美・手当が支給されたかどうかは不明である。

幕府の施設の管理を周辺町々やその支配名主に任せるという方式は、これ以前にもみられたが、名主をわざわざ掛役に任命することとはなかった。この堀田原馬場の場掛も寛政改革における名主動員の方式の一つとして注目する必要がある。

(3) 桶樽職役銭取扱掛

寛政五年（一七九三）正月に、幕府賄所の改正が行われた。従来桶樽職人の出役については、組頭が役銭を徴収し、職人を雇って幕府春屋に出役させた。出役の職人は、「日々出役之者江御米壹升式合ツ、」を受け取り、御用を勤めることになっていた。この出役制を廃止して、役銭を桶大工頭が直接徴収し、これを桶樽買上代金に差し加えるという、買上制に改正した。この改正の直接の原因は、組頭による役銭の「不正之取立方」があったからであった。このため、従来組頭は役銭を免除されていたが、これを廃止し、役銭の負担を命じられている。また、組頭役も廃止され、桶樽職人組合は月行事によって運営されることになった。役銭の徴収については、はじめは名主が毎月徴収し、桶大工頭の手代が巡回の時に渡すという

形態が考えられていた。しかし、これは名主たちが「平日外御用向多御座候」という理由で反対し、翌寛政六年二月には、桶樽職人組合二七組それぞれの月行事が毎月徴収し、町奉行所へ上納し、賄方へ引渡すという形態に落着いている⁽¹⁰⁾。

しかし、桶樽職人組合の月行事が直接町奉行所に役銭を上納したわけではなかった。寛政六年六月の町奉行から年番名主への申渡の中に次のようにある⁽¹⁰⁾。

桶樽職人役銭上納之義者、暫ク之内南北共去丑年年番名主ニ而是迄之通相心得世話致候、右職人増減有之候へ、取調、書付可差出

買上制への改正以来、各名主番組の年番名主が桶樽役銭の上納に關して世話をしており、さらに桶樽職人の増減の調査をしていたのである。

その後、寛政六年八月、北町奉行小田切直年から、蠟燭町名主定右衛門（二番組）、新革屋町名主定次郎（二番組）、神田紺屋町二丁目名主勘次郎（二番組）、神田紺屋町三丁目名主市之丞（同上）、檜物町名主又右衛門（四番組）、佐内町名主六右衛門（同上）、南伝馬町名主善右衛門（五番組）、桶町名主藤五郎（同上）の八名が、桶樽職役銭取扱掛に任命された⁽¹⁰⁾。このうち、定右衛門・定次郎・勘次郎・又右衛門・六右衛門の五名は、前年から「役銭取扱致出情」

したことよって金三〇〇正つつが支給され、特に定右衛門は、「格別骨折」だったので別に金一〇〇正が支給された。⁽¹⁰⁹⁾掛役の正式任命以前から、五名の名主は役銭取扱に専任させられていたのである。

桶樽職役銭取扱掛の職務は次のとおりである。小田切から「取扱方之儀者組々年番名主引合、取調等は迄之通相心得、御用弁方宜様可取計」と命じられ、桶樽職役銭取扱掛たちも「已来年々之御年番方江及御懸候」と取極めて⁽¹¹⁰⁾いる。また、嘉永四年（一八五二）桶樽職人組合再興の時の小口世話掛名主の上申書に、組合解散以前の方式が次のように説明されている。⁽¹¹¹⁾

一桶樽職人共之内、壹組兩人程宛触当と唱、重立候もの兼而取極置、此者共其組限り同職之役銭取集、組々年番名主共江持參致し、年番名主共方ニ而人数役銭高書上帳相添、小口桶樽掛り名主共方江取集候而惣高書上帳相添、御掛り御年番所江月々上納仕候

但職人共人数増減有之候節、名前書組々年番名主共取調、書上帳是又月々小口掛り名主江取集、書上帳差上申候

右のことから、桶樽職役銭取扱掛の職務は、年番名主が桶樽職人組合の月行事から徴収した役銭を、とりまとめて町奉行所へ上納すること、年番名主を通じて桶樽職人の増減を把握し、町奉行所に

上申することにあつたといえる。つまり桶樽職役銭は、桶樽職人―桶樽職人組合月行事―年番名主―桶樽職役銭取扱掛―町奉行―賄方というルートで上納されることになった。

桶樽職役銭取扱掛は、桶樽職人の増減を把握するため、桶大工頭の交付する鑑札とは別に、「押切印いたし候紙印鑑」の交付を寛政六年九月に認められている。⁽¹¹²⁾また、桶大工頭は寛政六年二月から、「御改正ニ付鑑札相改渡候筈ニ候間、桶樽職人組々行事々組合限り人別書桶大工頭江差出、追々鑑札引替」えを行おうとしたが、「今以引替不申」と寛政八年五月に桶大工頭から報告されている。⁽¹¹³⁾桶大工頭から鑑札を交付されずに桶樽職を営む職人が増加してくる傾向は、寛政以前からみられたものと思われる。そして、桶樽職役銭取扱掛設置の意義は、桶大工頭によって把握しきれなくなった職人を掌握することにあつたといえる。この点について、乾宏巳氏は次のように指摘している。出役制から買上制への改変は、単に役銭上納形態の変更という意味にとどまっていなかった。組頭制を廃止することによって、天明江戸打ちこわしの母胎となった、都市下層民としての手間取層の地域的結合体である内仲間を解体して、町方行政組織によって直接個々の職人を把握して⁽¹¹⁴⁾いこうとした。

桶樽職役銭取扱掛が、桶樽職人統制上にはたした画期的な意義についての乾氏の指摘には特に異論はない。後述するように、寛政

文化期には、桶樽職人に限らず幕府賄方の御用を忌避する動きがみられてくる。こうした、幕府による江戸町方支配秩序の動揺に対して、職人・商人を再掌握するために、名主が掛役として動員されていったことを、ここでは確認しておきたい。

なお、桶樽職役銭取扱掛に任命された八名の名主は、町奉行所に隣接した、江戸の中心地域を支配する名主であった。おそらく、徴収した役銭などを町奉行所へ上納するにあたって、地理的な便宜が考慮されたためと思われる。桶大工頭細井藤十郎（桶町）・野々山孫助（下谷長者町）両人宅にも隣接していたからとも考えられる⁽¹⁶⁾。表5からみる限りでは、この八名は、藤五郎を除いて肝煎役にはついていない。また、桶樽職役銭取扱掛は、掛を勤める手当として、毎年暮に一人金五〇〇疋づつと、筆墨紙入用として一両余が、徴収した役銭の中から支給されていた⁽¹⁶⁾。

(4) 新吉原町取締役

寛政七年（一七九五）に、肝煎名主の中から、高砂町渡辺庄右衛門（二番組）、蠟燭町平田定右衛門（二番組）、下谷町佐久間源八（二三番組）、深川材木町田中市郎次（二七番組）、八丁堀岡崎町岡崎十左衛門（七番組）、桶町飯田藤五郎（五番組）の六名が、樽与左衛門から新吉原町取締役に任ぜられた⁽¹⁷⁾。この新吉原町取締役につい

ては不明な点が多い。天保一三年（一八四二）正月の鈴木町肝煎名主源七の上申書の中に次のようにある⁽¹⁸⁾。

^(寛政七)同卯年中坂部能登守様御勤役之節、樽与左衛門掛りニ而、式丁目吉原掛り肝煎名主之内、庄右衛門・藤五郎・十左衛門・定右衛門・源八・市郎次江被仰付、藤五郎義者私組合内故、読書・算用師匠ニ而、同掛り役所統調所と唱へ候場所ニ而、御内密御用右藤五郎も私江示談

樽与左衛門役所に接続して「調所」が設置されていたようだが、調査の内容についてはやはり不明である。

寛政改革期の新吉原に関連しては、次のことが指摘できる。寛政元年（一七八九）七月、幕府は風俗統制の一環として私娼を全国的に禁止し、江戸では違反した抱主は家屋敷・財産の闕所、一〇〇日の手錠、再犯者は江戸払、売女は父兄または親族に引渡し、引取人がないときには新吉原に三年間強制奉公を命ぜられた。また、江戸では女芸者も私娼と同様であったので取締りの対象となった⁽¹⁹⁾。私娼の弾圧は、公認遊廓としての新吉原の特権を強化する面をもったと考えられるが、その一方で、新吉原内部の取締りのための規定が成文化されていった。「新吉原規定証文」と呼ばれるものがこれで、寛政七年一二月の成立である。「新吉原規定証文」には、従来の慣行や取極めなどの推移を含めて、新吉原における遊女屋の営業規則

や、新吉原町の運営にかかわる事項など、多岐にわたる取極めがなされて⁽¹⁰⁾いる。

おそらく、新吉原町取締役は、この「新吉原規定証文」の作成にかかわっていったのではないかと推測される。新吉原町取締役にいては、手当・褒美の支給の有無を含めて、今後に検討すべき問題は多い。

(5) 肴役所取締役

江戸の魚問屋は、魚市場開設の代償として、幕府膳所へ魚介類の上納が義務づけられていた。享保一五年（一七三〇）に、直納では魚問屋の損毛が多いため、四組魚問屋のうちから六名が請負人となって、納魚することになった。この納魚請負人は、下料理といって請負人が幕府膳所で調理したので、その費用を省くことができ、幕府にとっても利があった。また、納魚に対しては、一定の代金が支払われたが、市中の魚値段に比べれば著しく低廉であった。そのため幕府は魚問屋に助成地の拝借を認めて⁽¹¹⁾もいる。

寛政四年（一七九二）閏二月、幕府は納魚請負人制を廃止して、江戸橋広小路に肴役所を設けて、幕府膳所で必要とする魚介類を直接買上げることにした。この時納魚請負人は、小舟町二丁目新次郎店藤兵衛一名であったが、請負制から買上制への改正の理由として

次のことがあげられて⁽¹²⁾いる。

御肴納屋藤兵衛請負、是迄御肴御払直段も六下払下直ニ相済、其上遅滞致し、銭相場も下直ニ相払、問屋・下買難儀之筋も相聞候

請負人による、幕府からの払下魚代金取扱いに不正があり、納魚も遅延したため、請負人制が廃止されたのであった。これは桶樽職人における組頭役の廃止と共通する点がある。

肴役所が設置されたのは、江戸橋広小路の内の牛置場前の空地、間口五間、奥行一〇間余、坪数五二坪五合の場所であった。寛政四年九月から肴役所の普請にとりかかっている。なお、江戸橋広小路では、肴役所敷地分の運上金が免除されている⁽¹³⁾。肴役所の構造は、本材木町通りの側に門を設け、玄関があり、出張役人の詰所、魚問屋行事の詰所などがあった。また、台所には、蒲鉾台・焼台が備えられ、大きな生簀も設けられて⁽¹⁴⁾いた。

肴役所は、幕府賄頭の支配に属し、賄所の役人七名、付属の者七、八名が毎日出勤し、四組魚問屋からも行事が毎月輪番で毎日一人づつ詰めて、魚介類の買上げなどにあた⁽¹⁵⁾った。また、品川町肝煎名主六右衛門（一番組）は、寛政四年閏二月に、「是迄之通御扶持被下候間、御用御差支無之様、取締役可相勤」と、肴役所取締役に任命された⁽¹⁶⁾。「是迄之通」とあるので、六右衛門は納魚請負人の取

締りにもあたっていたと思われるが、詳細は不明である。また、扶持が支給されてもいる。六右衛門が肴役所取締役に任命されたのは、肴役所や日本橋魚市場に近接しているという地理的便宜が考慮されたものと思われる。

幕府膳所で必要な魚介類の品目は、その前日に賄頭から肴役所役人を通じて肴役所詰の魚問屋月行事に通達され、月行事は魚介類の調達にあたっていった。⁽¹⁷⁾

肴役所の買上げ値段は、依然として市中価格と比べてあまりにも低廉であったので、幕府買上げを忌避しようとする魚問屋も多く出てきた。これに不漁が重なったりすると、肴役所での買上魚の確保が困難となっていた。また、魚問屋以外の者が、魚市場以外で魚介類の売買をするようになり、魚問屋の独占機構も揺らいでいった。⁽¹⁸⁾幕府は、魚問屋への助成地や助成金の拝借を認めていく一方で、魚問屋の買上げ忌避に対して、肴役所詰の月行事を買役に任じて、買上魚の探索にあたらせた。さらに、新場の川岸地に箱番所を設けて押送船の査検などを行わせた。⁽¹⁹⁾

文化十一年（一八一四）七月、四組問屋行事四名が、建継所を設置し、御用魚の調達を円滑にしたいとの願出をした。この際肴役所取締役の本八丁堀町肝煎名主岡崎十左衛門（七番組）に贈賄して、願書に奥印してもらっている。この建継所というのは、肴役所と魚

問屋の中間に位置するもので、納魚による負担を魚問屋全員に均等化するため、魚取引のある度毎に、納魚に適する上魚に限らず下魚に至るまで、魚問屋の取引額の一〇〇分の一を積金し、これを買上代金と魚値段との差額分にあてようとするものであった。これは十左衛門の奔走もあってそのまま認められた。肴役所玄關脇の魚問屋行事の詰所を修理し、建継所が設立され、願人四名を含めて八名が月行事となって運営にあたった。この時、肴払代金支払の目印とするため、肴役所から魚問屋に焼印木札を交付した。その後、建継所の月行事や肴役所取締役十左衛門の積金取扱いなどに不正が生じ、文化十一年一月、これを糾弾するため五人の魚問屋が建継所に乱入した。いわゆる建継事件である。乱入した五人は入牢させられ、十左衛門と月行事たちは町預けとなった。この結果、建継所は文化十三年九月に閉鎖となり、以前の方式にもどされた。この時にも焼印木札の改めをしている。十左衛門は肴役所取締役を退役させられ、その跡役として、坂本町肝煎名主新助（四番組）、本石町肝煎名主伝左衛門（一番組）が任命された。⁽²⁰⁾従来定員一名であったのを二名に増員したのは、負担の軽減と相互監察にあったと思われる。

文化十三年九月、肴問屋行事が南町奉行岩瀬氏紀に提出した、肴役所に関する請証文の中で、肴役所取締役に関する部分は次のとおりである。⁽²¹⁾

一 御肴納代錢渡方の義、是迄は引請行事共へ相渡候処、是又御直買にては、前々の通り取締役名主并行事立合の上、銘々間屋共へ相渡可申候

(中略)

一 取締役名主并行事共、都て前々御直買の節の通相心得、日々御肴納屋江相詰、御肴取入方、其外万端御差支無之様取扱可申候

肴役所取締役の職務は、買上値段の決定や買上代金引渡しの際の立会いをはじめとして、魚介類買上げに関する取締りにあったといえる。これに対して、前述したように肴役所取締役へ扶持が支給されていた。

肴役所設置の目的は、肴役所を通じて江戸市中の魚問屋を直接把握し、幕府膳所で必要とする魚介類を確保することにあったと思われる。しかし、魚問屋の忌避にあつて、十分に機能しえたかどうかは疑問が残る。また、文化期の建継所設置を契機として、焼印木札の交付によって、魚問屋の再掌握がなされていたが、これは一方では、幕府御用をテコとした魚問屋の特権強化にもつながっていくことが予測される。さらに、肴役所取締役名主は、肴役所や日本橋魚市場と近接した名主であったため、魚問屋との日常的接触も多く、魚問屋との癒着もみられた。こうしたことはともかくとして、

肴役所は慶応四年(一八六八)廃止に至るまで維持され、取締役名主の定員も二名のまま幕末を迎えたと思われる。

(6) 青物役所取締役

青物問屋も魚問屋と同様に、青物市場開設の代償として、幕府膳所へ青物・果物・土物・乾物類の上納が義務づけられていた。この上納にあつたのは、神田多町二丁目・連雀町・永富町の三カ所、つまり神田市場の間屋たちであった。江戸には神田市場以外にも青物市場はあつたが、神田市場は幕府への青物類上納により、幕府御用市場として青物類の独占権を得ていた。元禄六年(一六九三)九月には、幕府への青物類上納のための会所として「御八百屋御納屋」が神田堅大工町に設置された。また、時期は不明であるが、幕府膳所への青物類の上納は、三カ町問屋による直納から、小細工次郎兵衛による「青物土物諸品御用納方」の請負制に移行していった。宝暦二年(一七五二)七月には、南町奉行山田利延から、請負制を廃止して、三カ町青物問屋・仲買による直納制に復すことが命じられた。この時、「町年寄奈良屋市左衛門掛(右カ)にて、御納屋へは、隣町名主ども日々相詰、昼夜に不限、問屋行事仲買行事共、御用納方相勤」めるといふように、八百屋納屋への隣町名主の出勤が命じられている。また、八百屋納屋へ賄方役人が詰めるようになったの

は宝暦年中からのことという。同年七月には、土物問屋・乾物問屋一人が、北町奉行能勢頼一から「直御買役御用」を命じられ、年番定行事を立てて、御用を勤めることになった。このため、「年々上下代、并為御扶持方御金五拾両づゝ」が支給された。安永三年（一七七四）一月には、土物・乾物類について、神田多町二丁目八幡屋太右衛門外一名の「御用納方」の請負制に改変された。

その後、寛政五年（一七九三）一二月に、南町奉行池田長恵から、青物・土物問屋の神田多町二丁目多田屋喜右衛門が、「御八百屋御納屋内取締役」に任命され、「御雇之者を支配致、御賄方御差図を受」けるように命じられている。また、勤役中は「御扶持方五人扶持分」が支給された。さらに、喜右衛門は、本丸賄所で賄方から、「御納屋御仕法御改正に付、請負人相止め、御直買上之御役所に相成候間、其旨心得、御雇之者を支配致、御品取入、洗方・撰方等入念相勤候様」に命じられている。つまり請負制から買上制への再改正がなされたのである。寛政六年三月には「御八百屋御納屋」を「御青物役所」と改称し、「三ヶ町納人」の居宅を「納屋」とするよう命じている。さらに、青物・土物問屋が取締役となることには問題があったようで、寛政七年一二月には、南町奉行坂部広吉から肝煎名主一名が青物役所取締役に任命された。この肝煎名主の青物役所取締役任命については次のとおりである。

寛政七卯年十二月十八日、蠟燭町肝煎名主定右衛門儀、右御番所へ被召出、於御白洲御青物役所取締役被仰付、御雇之者を支配致し、御賄頭方御差図を受、入念相勤可申、右に付勤中御扶持方五人分被下置候段被仰渡、同九巳年迄、年々詰越被仰付、其後平永町名主肝煎名主勘兵衛、并新革屋町肝煎名主定次郎等、追々取締役被仰付、当時取締役之儀は、文化十一年九月中、雉子町肝煎名主市右衛門へ被仰付、年々詰越被仰付、当時相勤罷在候、尤前々之通御扶持方被下置、且毎暮御本丸於御賄所、御褒美御銀頂戴仕、其外格別出精之儀等有之候得ば、別段御褒美御銀被下置候儀も有之候

また、寛政八年七月に、青物役所は神田堅大工町から、神田横大工町・新銀町・同所多町三カ町の地尻にある火除明地に移転した。そして、従来青物役所であった堅大工町の地所は、青物役所付地所として、取締役名主に預けられ、地代などの上り高が青物役所の運営費にあてられていったものと思われる。

青物役所取締役には、蠟燭町定右衛門（二一番組）、平永町勘兵衛（同上）、新革屋町定次郎（一番組）、雉子町市左衛門（二一番組）のように、青物役所近辺の肝煎名主が任命されており、五人扶持の外、毎年暮に本丸賄所で褒美銀が支給された。また、青物役所取締役の定員は一名であった。しかし、弘化三年（一八四六）の「懷宝

江戸町鑑⁽¹³⁾には御青物役所取締として、斎藤市左衛門・村田平右衛門（三番組）の二名が記載されている。おそらく、天保改革期に二名に増員されたものと思われる。なお、褒美銀についてみてみると、天保九年（一八三八）四月に、青物役所取締役に再任した雉子町名主市左衛門の場合、同年二月に銀三枚と一〇〇〇疋、同一年一二月に銀三枚と五〇〇疋、その後は毎年銀三枚と五〇〇疋、あるいは銀三枚のみが支給されている⁽¹⁴⁾。

青物役所の構成員は、取締役名主の外に、年番行事、雇いの書役・洗方・乾物撰方が事務などを取扱っていた。この外に御用品運送の人足三〇人がいた。また、肴役所と違って、賄方下役が毎日青物役所出張して詰めていたわけではなかった。賄所からの注文は、毎朝下役が注文の品目を列記した看板帳を持参し、年番行事が各問屋に品触れして、調達することになっていた。品数が揃わない時には、下役は必ず市場内を巡廻し、その品物が見つければ、ただちにこれを引上げた⁽¹⁵⁾。

青物役所取締役の職務は、雇いの書役・洗方・乾物撰方や御用品運送人足の監督、青物役所付地所の管理をはじめとして、賄方による青物類の買上げに関連した青物役所の取締りであり、基本的には肴役所取締役と同様であったと考えられる。

青物役所設置に至るまで、青物類の上納方式は、魚介類に比べて

類繁に変更されている。これには次のような理由が考えられる。まず、魚介類と同様に買上げ値段が市中価格に比べて著しく低廉であり、そのため青物問屋たちの買上げ忌避の動きがみられた。また、走り物は賄所で買上げの済まないうちは、市中販売が禁じられていた。しかし、青物問屋たちは、走り物の脇売りを行っていった⁽¹⁶⁾。こうした青物問屋たちの買上げ忌避や走り物の脇売りよりも大きな問題は、神田市場の集荷力の低下にあったと考えられる。これは千住・駒込・本所・両国などの周辺市場が発展してきたことによるものであった。そして、三カ町青物問屋による買上げ品目の調達も困難となっていた。このため寛政十一年（一七九九）には、周辺市場の有力商人を問屋として認め、問屋以外の商人の売買を禁止して、神田市場の集荷力を回復しようとした⁽¹⁷⁾。青物役所取締役の職務に、この周辺市場の見廻りも加えられていったようである。前述した天保九年（一八三八）四月二日に青物役所取締役に再任した雉子町名主市左衛門が、四月二日から一〇日にかけて、青物役所の外に、本所・小石川鷹匠町・牛込矢来・四谷・赤坂・麴町番町・下谷辺を見廻っている⁽¹⁸⁾。

(7) 王子撰立所見廻り

青物役所で買上げとなる青物・果物・土物・乾物類のうち、特定

の品目については、特定の間屋を上納請負人に定めて、青物役所に納入させた。この間屋たちは、幕府御用を勤めるため独占的集荷権が認められていた。そのため産地荷主との間に、仕切値段などをめぐって争論が絶えなかった。このうち、特に撰立所が設けられた玉子と長芋についてみていくことにする。

玉子の上納については、玉子間屋二七名が請負って、青物役所に納入することになっていた。玉子間屋請負の開始時期は不明である。江戸に流入する玉子は、玉子間屋二七名に限って荷請できるといふ、玉子間屋の独占的集荷機構が認められていた。そして、玉子間屋が月番で、居宅を幕府への上納玉子の撰立所とし、この撰立所に玉子を集荷し、御用玉子を選別し、残りの玉子を江戸市中へ販売することになっていた。しかし、玉子間屋の手を通さない、次のような抜買行為が頻発していた。

素人ニ而玉子荷物引請、隠売いたし候、或へ途中江出迎、山方に玉子荷物持出候持人足之者江致対談、荷物直段せり上買請、又者田舎江直買ニ出し、致商売候類有之

こうした素人直買の頻発は、玉子間屋たちの価格操作があったからと思われる。しかし、このため御用玉子の納入が困難となり、市中の玉子値段が高騰していった。幕府は、天明八年（一七八八）五月、寛政七年（一七九五）一二月、享和三年（一八〇三）一二月

と、度々にわたって玉子の素人買請の禁止と玉子間屋の独占的集荷権を再確認していったが、抜買行為を防止することはできなかったようである。

文化七年（一八一〇）七月、幕府は玉子間屋以外の「直荷物引請」を改めて禁止し、「直荷物引請」を希望する者は玉子間屋に加入するように指令している。これは玉子間屋定員二七名という枠を取払って、抜買いを行う玉子商人を玉子間屋に編入し、玉子間屋の集荷能力を強化しようとしたものと考えられる。また、この時撰立所についても、従来の欠点が次のように認識されていた。

撰立所之儀も、是迄間屋共宅ニ而月番持ニ順々相勤候得共、月々宅替り候而者尋参候者も面倒ニ存候哉、自然玉子荷物持寄不申候様ニ成行候

撰立所が不定であったことが、玉子の集荷を困難にした一因と理解されている。そこで撰立所を、

此度間屋共相對を以、元四日市町之内江致借地、撰立場取立置候間、右場所江荷物持寄、御用之分撰除困置、相残候分町売可致

と元四日市町に定設することにした。⁽¹³⁾

この玉子撰立所の運営をめぐることは、さまざまな問題が生じていたようである。特に荷主との間では仕切値段をめぐる争論が生

じていった。文化八年には、武藏・下総・常陸三カ国の玉子持出し商人たちは、水戸領内の者を惣代として、玉子撰立所について町奉行所に訴えた。町奉行は仕切値段が折合わない時は、どこへでも売渡してよいと裁決している。また、同時に撰立所建物の美麗が問題とされ、玄関敷石等の取払いが命じられた。⁽¹⁰⁾

幕府側も玉子撰立所については、

鶏卵撰立所去ル午年願濟ニ而、出来之後兎角問屋共荷主与熟和不致、同所入用等も過分相掛候由、彼是風聞も有之候

と玉子問屋の取扱いに問題のあったことを認識させられ、そのため文化九年五月に、肝煎名主へ玉子撰立所の見廻りを次のように命じている。⁽¹¹⁾

已来肝煎名主申合、壹ヶ月兩三度撰立所江見廻り、荷主任切口銭割、同所省略之帳面等見分いたし、問屋共之内ニ不正之取計致候もの有之節者、樽与左衛門役所江密々申立候様可致候

この玉子撰立所見廻りは、特定の肝煎名主を任命するのではなく、肝煎名主の互選で撰立所近辺の名主が選ばれたものと考えられ、他の掛役とは異なる面もっていた。玉子撰立所見廻りの職務は、仕切値段や撰立所経費の削減について監督し、玉子問屋の不正を摘発することであった。玉子撰立所見廻りに対して、手当・褒美が支給されたかどうかは不明である。

長芋については、文化七年（一八一〇）二月に、土物問屋のうち神田多町二丁目家持喜右衛門、連雀町家主平兵衛、永富町三丁目三四郎店常三郎後見忠七、千住河原町家持彦兵衛、同町与右衛門地借善兵衛、駒込天栄寺門前家主安左衛門と足立郡源作村名主惣吉の七人が長芋問屋に任命された。千住・駒込という周辺市場の商人が含まれているのは、神田市場の集荷力の低下による御用長芋確保が困難となっていた状況への対応と考えられる。そして、長芋問屋以外は「山方へ長芋荷物直引受候義」を禁止したが、「山方へ長芋直荷物引請」を望む者は何人でも問屋に加入させるとしている。

長芋問屋は独占的に長芋を集荷し、御用長芋を選別し、「本途直段ニ而青物納屋江致納方、凶作不作何様之義有之候共、直段増等之儀申立間敷」ことになっていた。仕切値段については、「長芋相庭之儀へ元方荷主問屋立合之上直段相極」ることになっていた。問屋と荷主の間で仕切値段が折合わない時は、荷主は別のところで売りさばいたようである。また、玉子と同様に御用品以外は市中に販売されていた。

この御用長芋の撰立場として、「筋違橋門外河岸通東之方、神田花房町・同所仲町壹丁目物揚場之内ニ而河岸幅十二間」の地所が押領地として下付された。⁽¹²⁾長芋撰立所見廻りを名主が命じられたかどうかは不明であるが、玉子撰立所と同様に、仕切値段をめぐる荷

主との間に争論も生じているので、名主に見廻りが命じられた可能性も考えられる。

玉子撰立所・長芋撰立所には問題が多かったようで、文政二年（一八一九）七月には、撰立所を廃止して、問屋名目を停止し、御用品は直接買上げにしている。⁽¹⁴⁾ なお、鈴木町肝煎名主源七は、この時に「長芋御直買掛り」に任命されている。⁽¹⁵⁾

玉子・長芋両撰立所の廃止の理由は不明であるが、おそらくは仕切値段の低廉によって、荷主が撰立所に品物を回さなくなった結果、問屋自体の集荷力も著しく低下していき、事実上撰立所の機能をはたしえなくなってきたためと考えられる。

(8) 一枚絵類改掛・絵入読本改掛

寛政改革において、幕府は、時事・体制批判文献の弾圧と、風俗統制の一環として華美・好色な浮世絵（一枚絵）・絵草紙の禁庄のため、出版統制を行っていった。

寛政二年（一七九〇）二月に町奉行は書物問屋へ流布本の目録提出を命じ、五月に出版統制令を發布し、一〇月にも再度出版統制令を發布する一方で、地本問屋に新版吟味のために行司を立てることを命じた。また、一月には書物問屋仲間外である「貸本世利本屋」の出版禁止を命じた。同三年二月には瓦版の発行にあたって

た板木屋仲間の結成を指令し、同五年八月には、板木屋仲間の瓦版発行を禁止した。さらに、同七年から一一年にかけて、華美あるいは好色な一枚絵の取締りを強化し、価格の統制も行っていた。⁽¹⁶⁾

こうした出版統制の展開していく中で、出版物の検閲体制も整備・強化されていった。書物問屋に関しては、すでに享保期に問屋行事による内部検閲と、町年寄・町奉行の認可という検閲体制が整備されていたので、まず問題となったのは地本問屋（草双紙絵双紙問屋）であった。特に地本問屋の出版する一枚絵類が問題とされていた。そして、この検閲体制の整備・強化には、町年寄のもとに肝煎名主が動員されていった。

寛政一二年二月一日、樽与左衛門へ一・二・四番組の肝煎名主が、地本問屋の出版する「壹枚絵并翫ニ拵候大小之類、都而新ニ出板いたし候絵品」の検閲については、出版の度毎に地本問屋行事から月番町奉行所に願出て、認可の上で出版するようにしたいという提案をし、これがそのまま認められた。しかし、その後二月二七日に、樽からこの方式では、「右都度々御番所江行事共同ニ出候而も彼是迷惑も可致」と問題点のあることを指摘されている。また、「元来翫之品も有之」ので町奉行所で直接検閲するほどのこともないが、とはいっても「伺ニ不及与申訳」にはいかないと、一・二・四番組の肝煎名主に次のように検閲の掛役を命じた。

已来右新板之絵類可相伺品も有之候ハ、先御掛り肝煎之内江差出、見極を請、肝煎方ニ而許容致候程之絵類ハ摺出可申、尤肝煎ニ而難見極類者肝煎ノ月番町年寄衆江相伺、否其絵草紙問屋江申聞可遣候

肝煎名主の判断で問題のない一枚絵類はそのまま出版を許可し、判断のつかないものに関しては、月番町年寄の判断を仰いで、その結果を地本問屋へ通達するというのが、一枚絵類改掛の職務であった。なお、一枚絵類の出版には板木師もかわっていたので、板木師も「素人ノ摺物類詠候ハ、是又右板木師ノ下絵ニ粉色を加江差出」して、一枚絵類改掛の検閲を受けて、版行することとした。

一枚絵類改掛に任命された肝煎名主は、一番組加藤助右衛門・普勝伊兵衛・明田惣次郎・木村定次郎、二番組渡辺庄右衛門、四番組市川又兵衛・多田内新助の七名であった。⁽¹⁹⁾ 前述したように、一・二・四番組は小口と呼ばれて、町年寄役所に隣接した地域であった。この掛役についても、右のような地域的便宜が考慮されていたものと考えられる。

この後、享和二年（一八〇二）二月に幕府は好色放蕩な内容の絵双紙・読本の開板・貸本を禁じ、文化元年（一八〇四）五月には「絵本拾遺信長記」・「絵本太閤記」などの絶板と関係者の処罰を契機として、武者絵・詞書きのある一枚絵・彩色摺り絵本双紙類の発

行を禁止した。⁽²⁰⁾

書物問屋は、右のような「近来流行絵入読本同小冊類年々出板いたし候分」について、行事の検閲のみで出版することが認められていた。しかし、文化四年（一八〇七）九月、樽与左衛門から、肝煎名主のうち四名が絵入読本改掛に任命され、「絵入読本同小冊類」の検閲を命じられた。なお、書物問屋が出版していた一般学問書類は、従来どおり奈良屋市右衛門から差図を受けることとしている。このことからすると、書物問屋の取扱う一般学問書類は奈良屋の専管事項であったと考えられる。

絵入読本改掛に任命された四名の肝煎名主は、上野町源八（一三番組）、村松町源六（二番組）、鈴木町源七（五番組）、雉子町市左衛門（一一番組）で、樽役所との地理的便宜が考慮されて任命されたものと思われる。

絵入読本改掛は、「入念禁忌相改、差合無之分ハ已来伺ニ不及出版并売買共為致可申候」というように、改掛の判断で特に問題のないものは、そのまま出版を認めていった。改掛で判断のつかない場合は、樽の判断を仰ぐことになっていた。このような改掛の職務は、従来書物問屋行事が担当していた事項であった。改掛の設置は、幕府側が書物問屋行事の検閲に問題があると認識していたからと考えられる。

絵入読本改掛は、「下本草案永く留置候而者出版之手後ニ可相成候ニ付、成丈致出情相改メ遣し可申」との請書を樽に提出し、「書物屋行事ノ草案差出候へ、入念早速一覽、幾日差出シ幾日順達いたし候与申儀廻状を以順達、留りノ行事を呼相渡可申」と申合せて、検閲の迅速化をはかっているのは、書物問屋側の便宜が考慮されたためと考えられる。また、絵入読本改掛は書物問屋行事に次のように通達している。(1)「行事名前付」を三カ月毎に改掛に提出する。(2)「新板草案」に限らず「板行出来候分」も最寄都合のよい改掛に提出する。(3)「書物問屋惣名前書」を九月中に改掛四名それぞれに提出する。(4)書物問屋の増減や行事の交替はその度毎に改掛四名それぞれに届出る。「行事名前付」を三カ月毎に提出させたのは、改掛四名が三カ月毎に当番で検閲にあたったからである。⁽¹⁹⁾

このようにして絵入読本改掛による検閲体制が整備されていた。文化四年(一八〇七)九月から同九年九月に至る改掛の検閲記録によると、五カ年間で二〇〇余点に及ぶ検閲をし、このうち樽与左衛門の指示を仰いだものが三点、出版差留一点、書名変更五点多で、この外に部分的に改作を命じたものも数多くあった。⁽²⁰⁾改掛のうち市左衛門は四点に一点の割で改作を命じたという。⁽²¹⁾なお、文化四年一月に改掛和田源七へ、読本作者として法令遵守の態度を表明する口上書を山東京伝と連名で提出させられた滝沢馬琴は、文政

一一年(一八二八)八月二日の日記に、次のように改掛の検閲に対して不平を記している。⁽²²⁾

昼時つるや嘉兵衛来ル、水滸伝六編六の巻、紫苑が竹世をすくハんとする段、口ノ三丁程之文言に賄賂の事有之、耳立候故、綴かへ見せ候様、改名和田源七申候よしにて、稿本持参(中略)右六編禁忌の段、三丁程少々文言の中綴りかえ、并ニ八編六之巻筆工、校正之、近来肝灸名主役義ヲ権弄して、さまざまなるたハけをつくし、かれら賄賂を旨とする故、文言ニ賄賂の事あれバ、おの身に覚ある故に、忌之、小人之用心すべてかくの如し、尤笑ふニ堪たり

絵入読本改掛に改作を命じられ、洩々と改作をした馬琴であったが、改掛に痛烈な批判をあげている。改掛には賄賂などを通じて出版資本と癒着していく構造があったようである。あるいは、馬琴はさまざまな掛役に動員された肝煎名主が、統制すべき商人・職人とむしろ癒着していった状況を批判しているようにも思える。

絵入読本改掛は、出版物の検閲のみでなく、次のような問題にも対応をせまられていった。

書物問屋は、絵入読本改掛の設置を契機として、文化四年(一八〇七)一〇月に、改掛へ次のような願出をしている。(1)仲間外の「糶本屋貸本屋」の出版活動を禁止し、上方から「荷物直積引請」

を禁止する触を出してほしい。(2)上方書物問屋に江戸の仲間外の者に「荷物積送取引」しないよう命じてほしい。これに対して、改掛は書物問屋へ、行事から「羅本屋貸本屋」や「上方筋積下候書物屋」と直接交渉するように指示している。そして、書物問屋は仲間外の「羅本屋貸本屋」や「上方直荷引受候者」から一札を取っている。しかし、翌文化五年二月には、「いつまで草」四冊、「七福七難図会」五冊、「浦青梅」二冊、「同後編」二冊が仲間外の新右衛門町上総屋忠助へ、上方から積送られてきて、書物問屋行事に断りなく販売したことが発覚した。書物問屋行事は再度前述の願出を改掛にしたが、改掛の対応については不明である。⁽¹⁵⁶⁾おそらく、改掛は仲間外の本屋の活動については有効な対応を示しえなかったと思われる。

文政七年(一八二四)九月二八日、南伝馬町肝煎名主新右衛門(五番組)は、町年寄樽吉五郎から絵入読本一枚絵草紙改掛に任命されている。一枚絵類改掛と絵入読本改掛は文化末から文政七年までの間に、一つの掛役に統合されて、樽の支配におかれていったものと考えられる。この時新右衛門と「相掛」であったのは、肝煎名主の明田惣蔵(一番組)・竹口庄右衛門(同上)・樽屋三郎右衛門(四番組)・多田内新助(同上)・和田源七(五番組)であった。⁽¹⁵⁷⁾なお、右に述べてきた出版物の改掛に褒美・手当が支給されたかどうか

かは不明である。

従来検閲の対象とはならなかった出版物にまで統制を加え、仲間外の出版を禁止し、肝煎名主を掛役に動員し検閲させていったのは、こうした出版物が江戸町民生活に深く入り込み、幕府にとってみずぐすことのできないような体制批判の精神が醸成され、あるいは風俗紊乱につながるものと認識されていたからであった。

(9) 三橋会所掛

菱垣廻船積問屋仲間(十組問屋仲間)は、文化期に冥加金上納によって株仲間として独占体制を強化していった。その拠点となったのが、文化六年(一八〇九)に杉本茂十郎が主導して設置した三橋会所である。三橋会所の運営には、杉本茂十郎が頭取となり、中心的役割をはたしていったが、この外に町年寄樽与左衛門が会所取締りとなり、一カ月両度の見廻りを命じられている。⁽¹⁵⁸⁾

また、文化六年一〇月九日には、肝煎名主十左衛門(七番組)・定次郎(一番組)・三郎右衛門(四番組)・又左衛門(一番組)・清右衛門(四番組)の五名が三橋会所掛を命じられている。この三橋会所掛の設置は杉本茂十郎の要請によったと考えられ、茂十郎は設置の理由を次のように述べている。⁽¹⁵⁹⁾

仲間内万端不取締之儀無之様、精々申合堅為相守可申候得共、

十組之儀も御府内住居仕多人數之儀に付、不行届之儀有之候歟、又は何等有之候節等、差支候儀も出来可仕哉と此度甚心痛仕候間、右為取締日本橋南北最寄にて、肝煎名主之内壱兩人も三橋会所掛り被為仰付被下置候様奉願上度段、文化六巳年九月二日奉申上、尚又其後大行事・惣行事共よりも三橋会所懸り名主之儀奉願上候

杉本茂十郎の意図としては、おそらく茂十郎自身に十組問屋を三橋会所に結集させ、それを維持していくだけの条件が十分に整っておらず、そのため町年寄樽や肝煎名主の權威を利用せざるをえなかったからと思われる。また、三橋会所は西河岸町の杉本茂十郎の居宅があてられたと思われるが、三橋会所掛は三橋会所や樽役所近辺の肝煎名主が任命された。この掛役に手当・褒美が支給されたかどうかは不明である。

文化八年以降三橋会所は、幕府の米価政策の御用機関と化していき、十組問屋仲間の会所としての機能を失っていった。⁽⁹⁾そして、会所資金の運用をめぐる杉本茂十郎や樽与左衛門の不正が問題となり、文政二年(一八一九)に三橋会所は廃止させられた。

三橋会所や後述する御用金をめぐって、樽与左衛門や杉本茂十郎を中心にして、贈賄などの不正も多く存在したようである。落書で厳しい批判にあっていた。しかし、その下にあった肝煎名主について

は、落書の表題に「肝煎名主進めどうじやうじ」とみえるものがあるが、その内容には特に肝煎名主への批判はみられない。また、「てふてふ売」と題する落書には、御用金を批判して「町々こまるや、名主もこまる、樽こまアタ」とみえる程度で、樽・杉本ほど激しい批判にはさらされていない。⁽¹⁰⁾しかし、前述した滝沢馬琴の批判にみられるように、肝煎名主も三橋会所をめぐる不正と無縁であったとは考えられない。

(10) 菓子職人触次掛

江戸城中で必要とされる菓子は、寛政以降幕府春屋で調製されていた。⁽¹⁰⁾菓子御用の多い時には、菓子調製にあたる「仕手之者」が定雇の人数では不足するので、菓子師大久保主水が職人を雇入れて、一人に賃銀四匁づつを支払って、菓子を調製していた。しかし、大久保主水による職人の雇入が困難となっていくと、菓子御用に支障をきたしていった。そこで幕府は文化九年(一八一二)一〇月に、江戸市中の菓子屋職人を春屋に出勤させるように命じた。菓子屋たちは、「菓子屋共商売躰厚薄ニ寄職人人數高下割合、仕手之者皆ケ年六百八拾五人御用之度々御差支無之様可差出」と取極め、樽与左衛門に請書を提出した。これで幕府は一カ年に六八五人の職人を確保できたのであった。春屋に出勤の職人には従来通り一人に付賃銀四匁

づつが、一カ月毎に支給された。そして、この時樽与左衛門から二人の肝煎名主が「菓子職人触次方」を月番で勤めるように命じられた。この一二名とは、小網町伊兵衛（一番組）、村松町源六（二番組）、富山町市蔵（二一番組）、多町四丁目十兵衛（同上）、本町三丁目文左衛門（一番組）、品川町庄右衛門（同上）、呉服町三郎右衛門（四番組）、鈴木町源七（五番組）、北紺屋町徳兵衛（同上）、西河岸町清右衛門（四番組）、坂本町新助（同上）、南新堀町平兵衛（七番組）であった。「菓子職人触次方」は樽が専任で掛役の肝煎名主を支配していった。

この菓子職人触次掛の職務は次のとおりである。(1)職人を入用とする時には、賄頭支配の菓子師大久保主水から必要な職人人数の通達が菓子職人触次掛にある。菓子職人触次掛は「菓子屋請書帳面線合せ」で、組々の菓子屋に到達し、春屋に菓子杜氏職人を出勤させる。(2)春屋に出勤した職人人数を毎月樽与左衛門に届出る。これは賃銀支給のための措置と考えられ、賃銀も菓子職人触次掛を通じて支払われたものと思われる。(3)毎年菓子職人触次掛の「月番書」を樽与左衛門に提出する。右の菓子職人触次掛の手にあった「請書帳面」とは、江戸市中の菓子屋が一軒毎に一カ年何人の職人を春屋に出勤させるかを記したものと考えられ、前述の菓子屋が樽与左衛門に提出した請書の写と思われる。この「請書帳面」の提出や菓子

杜氏職人の出勤通達などは、桶樽職人役銭徴収と同様に、各番組の年番名主を通じて行われた可能性も考えられる。また、この時に、地域毎に菓子屋組合が結成されたと思われる⁽⁹⁾。

幕府は菓子師を通じては把握しきれない菓子屋（職人）を、菓子職人触次掛に肝煎名主を動員することによって掌握していこうとしたのであった。この点は、桶樽職人役銭取扱掛と同様の意義があったといえる。また、菓子職人触次掛に任命された一二名は、いずれも樽役所や大久保主水居宅（白銀町二丁目河岸⁽¹⁰⁾）に近接する地域の肝煎名主たちで、これまでみてきた掛役と同様に地理的便宜が考慮されたものと思われる。

幕府は風俗統制の一環として、文化元年（一八〇四）一二月以来食物商人を減少させるように指令していた⁽¹¹⁾。菓子屋が幕府御用を勤めるようになったからといって、この方針の埒外ではないと次のように命じている。

食物商人之義、去ル^(字カ)丑年人数情々相減候様被仰出有之、此度菓子職人為差出候迎、菓子屋共人数取究候義者無之候間、外食物商人ノ商売替、且減切所替等都而是迄食物商人取扱候通ニ而、可相減御趣意之義ハ聊無違失相心得可申候

右のように樽与左衛門は菓子職人触次掛に指示する一方では、菓子屋共之内、小前之者者隔年或者三ヶ年目等可差出旨申立候

内、追而商売手広ニ仕出候者も可有之間、時宜ニ随ひ外々菓子屋共ニ准し職人為差出、商売替又者身上相仕廻減切ニ相成欠人数補ひ候様可致候

と、一カ年六八五人の職人出勤を確保するようにも指示している。⁽¹⁹⁾

幕府御用のための職人確保と、食物商人削減の方針との間には矛盾のあることを、幕府側も認識していたことがわかる。菓子屋が組合を結成させられたとはいっても、それは菓子御用のためであって、代償として特権を与えられることはなかったようである。

その後文政五年（一八二二）一二月、上柳原町善三郎（七番組煎名主）の跡役として、「御春屋御雇入菓子杜氏触次掛り」に任命された南伝馬町煎名主新右衛門（五番組）⁽¹⁹⁾は、文政一一年一二月に、南町奉行筒井政憲から触次掛同役一人とともに、手当として金二〇〇疋を支給され、このことを「町年寄掛り樽殿」にも届けている。新右衛門は手当の支給が「当年初而也」と記して、その理由を次のように説明している。

是迄者御菓子杜氏触次掛り与申名目ニ而、菓子杜氏請負人市兵衛外五人ニ而、御春屋へ菓子杜氏差出候処、近年御用多ニ相成、菓子屋々々差出候役銀ニ而難相勤旨、当春中々申立候ニ付、樽吉五郎殿申立、且触次掛り之義も御差免有之候様致度申立置候処、同五月中北御番所江請負人市兵衛被召出、御年番中嶋三郎

右衛門殿御調之上、以来増役銀高之外者御菓子杜氏賃銀御入用次第可被下置旨被仰付、掛り名主儀も是迄之通可相勤旨被仰渡、

御手当之義も当暮々年々被下候様相成候但当年々御菓子掛り与申名目ニ而御呼出有之候事

時期は不明であるが、菓子屋から直接職人を出勤させる方式が廃され、請負人が菓子屋から「役銀」を徴収し、菓子杜氏職人を雇って春屋に出勤させる方式に変更された。そして、幕府の菓子御用が増加してきたため、同年春に請負人は増役銀を願出た。これはそのまま認められ、職人賃銀も出勤の度毎に支給されるようになった。

また、この時触次掛の「差免」も上申されたが、これは認められなかった。しかし、文政一一年以降毎年町奉行から触次掛へ手当二〇〇疋が支給されることになった。また、掛役の名称も「御菓子杜氏触次掛り」から「御菓子掛り」に変更された。⁽¹⁹⁾

菓子職人の直勤制から請負制への変更の理由は不明である。嘉永四年（一八五二）諸問屋再興の時に、「雑菓子問屋仲買」が諸色掛名主に提出した願書には、諸問屋解散以前に一二六軒で「御春屋御製所御菓子杜氏賃銀百貳拾六人分年々奉納」っていたと記されている。⁽¹⁹⁾文化九年の六八五人と比べると約二割弱に減少している。文化元年以降食物商人削減の方針が強力に実施されていたため菓子屋数が減少していったのであろうか。直勤制から請負制への変更の背景として、菓子屋数の減少があったと思われる。また、菓子屋の幕

府御用忌避の動きもみられたのかもしれない。なお、請負人は触次掛の職務と類似性をもっていたため、触次掛の「差免」が上申されたものと思われる。しかし、町奉行は請負人の監督のため、手当を支給して名称を変更しつつも触次掛の継続を指令したのである。

(11) 御用金取立掛

文化期に幕府は米価調節を名目として江戸・大坂・兵庫・西宮・堺町人をはじめ、幕領農民からも御用金を徴収した。この御用金は本来の目的である米価調節にだけでなく、四割以上を公金貸付に流用して、幕府の金融市場支配の強化のため運用されていた。⁽¹⁰⁾江戸において幕府御用金の徴収や運用に中心的役割をはたしたのが、町年寄樽与左衛門であった。⁽¹¹⁾

文化一〇年(一八一三)の江戸町人への御用金賦課に際しては、町年寄三人のもとに肝煎名主一〇名が付属させられ、その徴収にあたっていった。この一〇名の肝煎名主とは、岡崎町十左衛門(七番組)・鈴木町源七(五番組)・雉子町市左衛門(一一番組)・上野町源八(一二番組)・元鯨ヶ橋町治左衛門⁽¹²⁾(一五番組)・本船町太郎兵衛(一番組)・四谷伝馬町茂八郎(二五番組)・西河岸町清右衛門(四番組)・本石町伝左衛門(二番組)・大伝馬町勘解由(同上)であった。町年寄役所近辺の江戸の中心地域ばかりでなく、その周辺

地域の肝煎名主も任命されたが、場末の肝煎名主が任命されなかったのは、御用金賦課対象となる商人の居住する地域の肝煎名主が選ばれたためであろう。この点ではこれまでみてきた掛役とは異なつて地域的広がりが見られる。

翌文化一一年五月には、「御用金取扱」の手当として幕府金蔵から掛役一〇名に二両づつが支給された。この掛役は徴収した御用金の運用には関与しなかったようで、御用金徴収のために設けられた臨時の掛役ということができる。⁽¹³⁾肝煎名主は町会所定掛肝煎年番名主にもみられたように、金融市場支配に直接動員されることはなかったようである。

(12) 掛役の兼帯状況

寛政改革以降さまざまな掛役に、肝煎名主を中心として名主が動員されていったことをこれまでみてきた。名主番組を基盤として設置された肝煎名主や諸色掛名主を除くと、多くは町奉行所や町年寄役所に隣接した、江戸の中心地域の名主たちであった。そのため中心地域の名主は数多くの掛役を兼帯させられていった。この点を鈴木町名主源七(五番組)と南伝馬町名主新右衛門(同上)を例としてみていくことにする。

源七は安永元年(一七七二)に生れ、同六年後見付で名主役に就

任し、鈴木町・因幡町・常盤町一丁目・同二丁目・具足町・炭町・柳町・本材木町八丁目を支配し、役料として金八一両三分式朱余を徴収していた。そして、次のような掛役に任命されていた。

寛政三年（一七九一） 諸色値段引下ヶ掛

同 九年（一七九七） 吉原町・両国・深川仮宅見廻り

同 一〇年（一七九八） 桶樽職役銭取立定掛（善右衛門休跡掛り）

文化四年（一八〇七） 肝煎見習、永代橋落溺死人取調出役、絵

入読本同小冊類改掛

同 六年（一八〇九） 肝煎本役

同 九年（一八二二） 御菓子杜氏触次掛り、玉子撰立所見廻り

（文政二年（一八一九）御免）、町会所年番

同 一〇年（一八一三） 御用金取立掛筆頭

文政元年（一八一八） 御肴役所取締役

同 二年（一八一九） 長芋直買掛り

源七は右の掛役の外にも、両祭礼掛り・三狂言座操座家取調掛・金銀具取扱掛り・春米屋共御払米掛・勳進能掛り・買持米掛や堀浚掛りなどに任命され、手当・褒美を支給されている。⁽¹⁰⁾

新右衛門は天明五年（一七八五）に生れ、寛政十一年（一七九九）に名主見習となり、享和元年（一八〇一）には後見離れし、名

主役直勤となり、伝馬役も勤めるようになった。南伝馬町二丁目・松川町一丁目・同二丁目・南鞘町・南塗師町・南伝馬町三丁目新道などを支配し、役料として七四両余を徴収していた。そして、次のような掛役に任命されていた。

文化一〇年（一八一三） 桶樽職役銭取扱掛り

文政元年（一八一八） 肝煎見習

同 五年（一八二二） 御菓子掛り

同 七年（一八二四） 絵入読本絵草紙絵類改掛り、町会所定掛

り年番肝煎（天保六年（一八三五）迄）

天保二年（一八三一） 組合内世話掛り

同 六年（一八三五） 油寄所見廻り、諸色掛り御褒美（北去⁽¹¹⁾

午年二月以来調）

同 一二年（一八四一） 書物掛り・市中取締掛り・諸式掛り

同 一三年（一八四二） 酒入津樽数改掛り

新右衛門は右の掛役の外にも、堀浚・火除土手普請・町会所困糶蔵普請の出役などにも任命されている。そして、掛役を勤めた手当・褒美として約三〇年間に総額六〇八両一分余が支給された。⁽¹⁰⁾

源七や新右衛門のように、町奉行所や町年寄役所近辺の、江戸の中心地域（神田・日本橋・京橋辺）の名主は、さまざまな掛役を兼帯させられていった。この掛役を勤めるため名主の負担は増大して

いったと思われるが、一方では掛役を勤めることによって得た褒美・手当も決して少なからぬ額に達していた。これが名主の経済にあって、無視できないものとなっていたと思われる。

おわりに

寛政改革における名主制の再編強化と、都市政策への名主の動員方式などについて、これまでみてきたが、これのもつ意味を最後に整理して本稿を終えることにしたい。

寛政改革以前には、名主の勤務状況の悪化や不正名主の現出など、名主制の機能低下がみられるようになった。幕府はこれを江戸町方住民支配秩序の動揺と認識していった。名主を通じた江戸町方住民支配秩序を再建し、寛政改革の都市政策に名主を動員していくため、まず名主の職務規定を再確認し、次いで不正名主の処分、精勤名主の褒賞を行うことよって、名主制の機能低下にはどめをかけようとした。また、肝煎役を新設することよって、名主制の再編強化をはかっていった。その上で名主をさまざまな都市政策に掛役として動員していった。

掛役設置の経緯からは次の点が注目される。第一に、桶樽職人役・銭取扱掛・肴役所取締掛・青物役所取締掛・玉子撰立所見廻り・菓

子職人触次掛の設置の経緯にみられるように、桶樽・魚介類・青物類・菓子など、幕府御用品の調達に、職人・商人の忌避行動によって困難となっていた。幕府にとって江戸町民のはたすべき重要な役割の一つとして、幕府御用品の調達があったと考えられる。しかし、この調達が困難となっていたことは、幕府にとっての江戸町方支配秩序の動揺として認識されていたと思われる。幕府は御用品調達を円滑に行うため、賄方の改正を行い、御用品調達にあたる職人・商人を再掌握して、その統制のために名主を掛役として動員していったのである。幕府御用品調達が困難となっていた背景には、職人・商人の忌避行動ばかりでなく、仲間外職人・商人の活動があり、御用品取扱職人・商人の営業を圧迫していったこともあげられる。幕府御用品のための特権的市場の動揺である。そして、掛役は特権的市場の再編をはかるためにも機能させられていった。

第二に、天明江戸打ちこわしへの対応としての都市下層民支配の強化と、江戸を中心とする商品流通市場の動揺への対応としての金融市場支配の強化のために設置された町会所の運営にも、町会所と江戸町方とのパイプ役として名主が掛役に動員されていった。また、江戸を中心とした商品流通市場の動揺の結果もたらされた物価騰貴に対応するため、市中物価の引下げに諸色掛として名主が動員されていった。さらに、金融市場支配に関連して、三橋会所の設置

や御用金賦課があり、特権の大商業資本の統制強化に、名主も掛役として動員させられていった。

第三に、時事・体制批判文献の弾圧や風俗紊乱文献の出版禁止のため、一枚絵類改掛や絵入読本改掛として名主が出版統制に動員させられていった。また、風俗統制の一環として新吉原町取締役も設置された。

このようにさまざまな局面において、幕府による江戸町方支配秩序の動揺が顕在化していた。幕府は江戸町方支配秩序を再編強化していくために、名主を掛役として動員していった。そして、掛役は従来の名主制をはるかに越えた機能をはたさせられていった。

名主掛役の特徴として次の点があげられる。まず、掛役は、肝煎役・諸色掛のように江戸市中全域の名主を対象としつつ、名主番組を基盤にして選ばれる場合と、町奉行所・町年寄役所をはじめとする関係施設・役所などに隣接した地域の名主、それも肝煎名主を中心に任命される場合とがあった。いずれにしても、掛役は特定の名主が固定的に勤めたのである。もちろん、定設の掛役だけでなく、諸色掛・御用金取立掛のような臨時の掛役もあった。そして、掛役は町奉行・町年寄が上から一方的に任命するものであって、町方住民の意向は無視されている。名主の任命が形式的にもせよ支配町人の総意に基づいていたことからすると、掛役の任命方式は、名主の

任命方式とは異質なものであったことが確認できる。なお、掛役に肝煎名主が中心として動員されたのは、当時の名主の勤務状況が悪化していた中で、比較的勤務態度などが良好とされた肝煎名主を動員せざるをえなかったためと考えられる。

次に、名主番組を基盤として任命された肝煎役・諸色掛などを除くと、掛役に任命された名主は、職人・商人を統制するため、支配町や所属番組を越えて、江戸市中全域を奔走することになった。このように掛役は従来の名主制とは別の機能をはたさせられることになったため、手当・褒美が支給されていたのである。

こうした名主掛役の設置は、名主を町方行政組織の下級吏僚化していく方向性をもつものと理解できる。しかし、町役人としての名主をそのまま掛役に任命したため、町奉行所・町年寄役所をはじめ関係施設・役所近辺の特定地域（神田・日本橋・京橋の江戸の中心地域）の名主しか動員しえなかった点にこの掛役のもつ限界があった。また、町役人としての名主をそのまま掛役に任命したことは、名主を下級吏僚化していく方向性を中途半端に終わらせる原因ともなったのである。なお、名主番組を基盤として任命された掛役は、下級吏僚的性格は比較的薄かったとも考えられる。

しかし、名主の側からみると、掛役に就任することによって、従来以上に権威化が進んでいくことになり、支配町民から遊離

していったものと思われる。また、そのため統制すべき職人・商人と癒着を深めていくことにもなった。つまり、名主は掛役に動員されることによって、町役人としての面を希薄化させていき、下級吏僚化が一定程度は進んでいったものと考えられる。そして、掛役の職務に関連した汚職の構造の中に身をおくことにもなっていった。こうして名主の中には町役人としての職務を遂行しえず、支配町民と軋轢を生じていくものも出てきた。

名主を掛役に動員していく方式は、天保改革期にはさらに深化していくと指摘されている⁽¹⁷⁾。これは江戸町方支配秩序の動揺がさらに深刻化していったためと考えられる。動員の方式のみについて表6から確認しておこう。表6は嘉永六年(一八五三)に掛役に動員されていた名主の一覧である。基本的に天保改革期と変化はないと考えられる。惣組年番・町火消世話番は掛役とみなすことができないので、これを除外し、名主番組を基盤にして任命された世話掛・市中取締掛・諸色取調掛・人別掛・米方掛・非常取締掛も別にする⁽¹⁸⁾と、基本的には町奉行所・町年寄役所や関係施設・役所近辺の名主が掛役に動員されるという図式は変わりが無い。あえていえば、中心地域から周辺地域にも拡大していく傾向がみられる程度である。

天保期以降になると、支配町々から名主の不正に対する捨訴・張訴が行われ、名主支配離れの歎願が行われるようになってくる⁽¹⁹⁾。こ

れは名主株売買が行われ、名主役に不慣れな者が名主役に就任したことも大きな原因であるが、一つには、名主が下級吏僚化していく方向性を深めていく中で、支配町民との間に軋轢が生じていった結果とも考えられる。

幕府が町奉行所・町年寄役所近辺の、つまり江戸の中心地域の名主を掛役に動員していくためには、中心地域の名主が安定的にその職務をはたしていなければならず、この点が江戸町方支配の大きな課題ともなっていた。これについては別の機会に譲ることにする。

注

- (1) 津田秀夫「寛政改革」(旧岩波講座『日本歴史』近世四 一九六三年)、北島正元「寛政改革」(同編『政治史』Ⅱ、山川出版社 一九六五年)等。
- (2) 竹内誠「寛政―化政期江戸における諸階層の動向」(西山松之助編『江戸町人の研究』第一巻 吉川弘文館 一九七二年)、同「寛政改革」(新岩波講座『日本歴史』近世四 一九七六年)、吉田伸之「江戸町会所の性格と機能について」(『史学雑誌』八二ノ七 一九七三年)等。
- (3) 竹内誠「寛政改革と『勘定所御用達』の成立」(一)、『日本歴史』一二八・一二九 一九五九年)。
- (4) 吉原健一郎「町年寄」(西山松之助編『江戸町人の研究』第四巻 吉川弘文館 一九七五年)。
- (5) 深井雅海「寛政改革前後における御庭番の活躍」(徳川林政史研究所『研究紀要』昭和五五年度 一九八一年)。
- (6) 本間修平「寛政改革期における町方取締りと目付の「町方掛り」に

- ついで」『法学』四二ノ三 一九七八年。
- (7) 南和男「町奉行―享保以降を中心として」(西山松之助編『江戸町人の研究』第四巻 吉川弘文館、一九七五年)。
- (8) 前掲吉原健一郎「町年寄」。
- (9) 幸田成友「江戸の名主について」『史学』二ノ四 一九二三年、のち「幸田成友著作集」第一巻に所収。
- (10) 前掲竹内誠「寛政―化政期江戸における諸階層の動向」。
- (11) 乾宏巳「江戸の職人」(西山松之助編『江戸町人の研究』第三巻 吉川弘文館、一九七四年)。
- (12) 今田洋三「江戸の出版資本」(同右書)。
- (13) 「正宝録統」六(国立国会図書館所蔵旧幕府引継書)。
- (14) 「正宝録統」八、「類集撰要」四九(国立国会図書館所蔵旧幕府引継書)。
- (15) 「正宝録統」八。
- (16) 「撰要永久録」御触事三三(『東京市史稿』市街篇第三〇、二九六―二九七頁)、「類集撰要」四九。
- (17) 「正宝録統」六(『東京市史稿』産業篇第二六、六一―六二頁)。
- (18) 「類集撰要」七(『東京市史稿』産業篇第二六、三六―三七頁)。
- (19) 「類集撰要」五〇(『東京市史稿』産業篇第二九、五五九―五六二頁)。
- (20) 沽券状を担保とした金銭貸借のことであろうが、その具体的内容や、何故幕府がこれを禁止したのかは不明である。
- (21) 「安永撰要類集」六〇(国立国会図書館所蔵旧幕府引継書)。
- (22) 同右、「記事条例」一四(『東京市史稿』産業篇第二六、六五一―六五二頁)。
- (23) 「重宝録」九(東京都公文書館所蔵)。
- (24) 「喜多村彦右衛門一件」(国立国会図書館所蔵旧幕府引継書)、「安永撰要類集」五六、前掲吉原健一郎「町年寄」。
- (25) 松崎欣一「江戸南伝馬町名主吉沢氏の失踪をめぐって―十八世紀後

- 半における江戸伝馬町の伝馬役運営」(『史学』四四ノ二 一九七一年)。
- (26) 「正宝録統」四。
- (27) 「正宝録統」五。
- (28) 「類集撰要」四九、「撰要永久録」御触事三三(『東京市史稿』市街篇第三〇、二九六―二九七頁)。
- (29) 「類集撰要」四九。
- (30) 「町法改正積金起立書」上(『東京市史稿』救済篇第二、二六九頁)。
- (31) 同右書、一七二頁。
- (32) 「町法改正積金起立書」上(国立国会図書館所蔵旧幕府引継書)。
- (33) 「町法改正積金起立書」中(『東京市史稿』救済篇第二、三三二―三三三頁)。
- (34) 同右書、三四〇―三四一頁。
- (35) 同右書、三五五頁。
- (36) 「撰要永久録」公用留九(『東京市史稿』市街篇第三一、一―八頁)。
- (37) 「類集撰要」一・四九。
- (38) 「町会所一件書留」三ノ四(国立国会図書館所蔵旧幕府引継書)。
- (39) 「町会所一件書留」二ノ三五、「撰要永久録」御用留二二(『東京市史稿』市街篇第三一、三一三―三一四頁)。
- (40) 伝馬入用がいかに過重な負担であったかについては、吉田伸之「役と町―江戸南伝馬町二丁目他三町を例として」(『歴史学研究』四七―一九七九年)が指摘している。
- (41) 「撰要永久録」御用留一四(『東京市史稿』市街篇第三一、九九二―九九三頁)。
- (42) 『大日本近世史料・市中取締類集』五、二二九―二三五頁。
- (43) 「類集撰要」四九。
- (44) 『大日本近世史料・市史取締類集』五、二二九頁。
- (45) 同右書、二二二頁。
- (46) 同右書、二三四頁。

- (47) 同右
- (48) 同右書、二七四頁。
- (49) 同右書、四〇三頁。
- (50) 「尹台秘録」(『内閣文庫所蔵史籍叢刊』第一〇卷、一七二～一七三頁)。
- (51) 同右書、一七三頁。
- (52) 『大日本近世史料・市中取締類集』五、三九五～四〇一頁。
- (53) 同右書、二七一～二七二頁、「重宝録」一七。
- (54) 「撰要永久録」公用留六(『東京市史稿』市街篇第二九、一五～一七頁)。
- (55) 『大日本近世史料・市中取締類集』五、二七五～二七六頁。
- (56) 「七十冊物類集」五五(国立国会図書館所蔵旧幕府引継書)。
- (57) 『大日本近世史料・市中取締類集』六、一五八～一六二頁。
- (58) 『大日本近世史料・市中取締類集』五、二二〇頁。
- (59) 同右書、二一九頁。
- (60) 「類集撰要」四九。
- (61) 同右。
- (62) 『大日本近世史料・市中取締類集』五、二六四～二七〇頁、「撰要永久録」公用留一一(『東京市史稿』市街篇第三〇、七九三～七九四頁)。
- (63) 『大日本近世史料・市中取締類集』五、五五五頁。
- (64) 「撰要永久録」公用留一一(『東京市史稿』市街篇第三〇、七九四～七九六頁)。
- (65) 「類集撰要」四九、「重宝録」一七(後藤新平『江戸の自治制』二松堂書店、一九二二年、一八二～一八五頁)。
- (66) 「類集撰要」四九。
- (67) 同右。
- (68) 同右、「重宝録」一七。
- (69) 「類集撰要」四九。

- (70) 『大日本近世史料・市中取締類集』一、二九七～二九八頁。
- (71) 前掲後藤新平『江戸の自治制』七九～八〇頁。
- (72) 幸田成友『江戸と大坂』富山房、一九三四年、五二～五三頁。
- (73) 「類集撰要」四九。
- (74) 同右。
- (75) 「町会所一件書留」四三分冊二ノ一七、『大日本近世史料・市中取締類集』六、五～七頁。
- (76) 「町会所一件書留」四五分冊二ノ二〇、同四七ノ二七、同五一ノ三、同五二分冊二ノ三二等。
- (77) 「町会所一件書留」六六ノ一。
- (78) 「重宝録」一七。
- (79) 加藤貫「寛政期江戸名主の経済状況」(日本史攷究会編『日本史攷究』文献出版 一九八一年)。
- (80) 『大日本近世史料・市中取締類集』五、二六三頁。
- (81) 『大日本近世史料・市中取締類集』五、三五～三七頁。
- (82) 同右書、四五～五三頁。なお、平名主とは掛役についていない名主のことを指す。
- (83) 「撰要永久録」公用留二八(東京都公文書館所蔵)。
- (84) 「町会所一件書留」九六分冊二ノ三四。
- (85) 『大日本近世史料・市中取締類集』六、四～五頁。
- (86) 南和男『江戸の社会構造』塙書房、一九六九年、三三三頁。
- (87) 『大日本近世史料・市中取締類集』一、二九九頁。なお、前掲幸田成友「江戸の名主について」によると、寛政三年三月に、北町奉行所において、本白銀町名主惣次郎外五五名を諸色掛に任命し、銭相場に準じて諸色値段の引下げを世話するように申渡した、とある。
- (88) 『大日本近世史料・市中取締類集』一、三三二～三三六頁。
- (89) 同右書、「重宝録」一七。
- (90) 「町法改正積金起立書」中。
- (91) 『大日本近世史料・市中取締類集』一、三三一頁。なお、鈴木町名

- 主源七は、「北御掛りニ而諸色掛り三度（中略）南御掛りニ而者諸色掛り壹度」ともしている（同上書、三〇一頁）。このうち「南御掛りニ而者諸色掛り壹度」というのは、天保一三年（一八四二）正月に、本町三丁目名主文左衛門外二六名が南町奉行の指示によって、諸色取調掛に任命されたことを指すのであろう（前掲南和男『江戸の社会構造』四四頁）。
- (92) 「重宝録」一七、「撰要永久録」公用留二四。
 (93) 「撰要永久録」公用留二八。
 (94) 「町会所一件脱漏」〔『東京市史稿』救済篇第二、五六八～五七〇頁〕。
 (95) 「町会所一件書留」五ノ三〔『東京市史稿』救済篇第二、四二一～四二二頁〕。
 (96) 「町会所一件書留」七ノ六。
 (97) 同右、「撰要永久録」公用留二二〔『東京市史稿』市街篇第三一、五六二～五六三頁〕。
 (98) 「町会所一件書留」七ノ九。
 (99) 「町会所一件書留」九ノ一六。
 (100) 原則的には毎年交替であるので、毎年暮に翌年も年番を「詰越」するように命じられるという形態をとる。
 (101) 「町会所壁書置証文」・「重宝録」〔『東京市史稿』救済篇第二、五〇一～五一六頁〕。
 (102) 「撰要永久録」公用留二三。
 (103) 「撰要永久録」公用留二六〔『東京市史稿』市街篇第三七、八一七～八一八頁〕など。
 (104) 「町会所一件書留」五ノ二六・二七・二八。
 (105) 「類集撰要」二六、『大日本近世史料・諸問屋再興調』一三、八一～一〇七頁。
 (106) 「撰要永久録」公用留二二〔『東京市史稿』市街篇第三一、七〇四頁〕。
- (107) 同右書、七〇五頁。
 (108) 「類集撰要」二六。
 (109) 桶樽職役銭徴収にあたって、町奉行は月番の別に関係なく年番で担当した〔『大日本近世史料・諸問屋再興調』一三、九三頁〕。
 (110) 「類集撰要」二六。
 (111) 『大日本近世史料・諸問屋再興調』一三、九八～九九頁。
 (112) 『大日本近世史料・諸問屋再興調』一三、八九～九〇・一〇五～一〇七頁。
 (113) 「類集撰要」二六。
 (114) 前掲乾宏巳「江戸の職人」。
 (115) 『大日本近世史料・諸問屋再興調』一三、八八頁、『編年江戸武鑑・文化武鑑』一、七九頁。
 (116) 「桶樽職役銭書留」〔国立国会図書館所蔵旧幕府引継書〕。
 (117) 前掲南和男『江戸の社会構造』四三～四四頁、「類集撰要」四九。
 (118) 『大日本近世史料・市中取締類集』一、二九九～三〇〇頁。
 (119) 前掲北島正元「寛政改革」。
 (120) 石井良助「新古原規定証文について」〔『法制史論集』三 創文社一九七八年〕。
 (121) 「日本橋魚市場沿革紀要」上巻〔『徳川商業叢書』第一、三七九～三八〇頁〕。
 (122) 『大日本近世史料・諸問屋再興調』六、二二三頁。なお、肴役所は肴納屋会所ともよばれた。
 (123) 同右書、二三七頁、「江戸橋広小路并最寄旧記」秋〔国立国会図書館所蔵旧幕府引継書〕。
 (124) 石井良助編『江戸町方の制度』人物往来社 一九六八年、二三八頁。
 (125) 同右書、二三八頁、「日本橋魚市場沿革紀要」上巻（前掲書、三八〇頁）。
 (126) 『大日本近世史料・諸問屋再興調』六、二三一頁。

- (127) 前掲石井良助編『江戸町方の制度』二三八～二三九頁。
- (128) 『日本橋魚市場沿革紀要』上巻(前掲書、四一〇～四二二頁)。
- (129) 前掲石井良助編『江戸町方の制度』、二三九～二四〇頁。
- (130) 『日本橋魚市場沿革紀要』上巻(前掲書、四一一～四一九頁)、前掲石井良助編『江戸町方の制度』二四〇～二四一頁。
- (131) 『日本橋魚市場沿革紀要』上巻(前掲書、四一三頁)。
- (132) 『撰要集』二(『日本財政経済史料』巻七、六八三～六八九頁)。
- (133) 静嘉堂文庫所蔵。
- (134) 西山松之助「江戸の町名主斎藤月岑」(同編『江戸町人の研究』第四巻 吉川弘文館 一九七五年)。
- (135) 前掲石井良助編『江戸町方の制度』、二四九～二五〇頁。
- (136) 同右書、二四九頁、『神田市場史』上巻 神田市場協会・神田市場史刊行会 一九六八年、九四～九六頁。
- (137) 前掲『神田市場史』上巻、九九～一〇五頁。
- (138) 前掲西山松之助「江戸の名主斎藤月岑」。
- (139) 「類集撰要」四〇。
- (140) 林玲子『江戸問屋仲間の研究』御茶の水書房 一九六七年、二二二頁。
- (141) 「類集撰要」四〇。
- (142) 同右、『徳川禁令考』前集、三三三九号。
- (143) 前掲林玲子『江戸問屋仲間の研究』、二二三頁。
- (144) 「類集撰要」四〇。
- (145) 『大日本近世史料・市中取締類集』一、三〇三頁。
- (146) 前掲今田洋三「江戸の出版資本」。
- (147) 上里春生『江戸書籍商史』出版タイム社 一九三〇年、中村喜代三『近世出版法の研究』日本学術振興会 一九七二年、樋口秀雄「近世における出版と検閲」(『国文学』八ノ四 一九六三年)。
- (148) 「類集撰要」四六。
- (149) 前掲今田洋三「江戸の出版資本」。
- (150) 「類集撰要」四六。
- (151) 松本隆信「註本松本隆信「絵本外題作者画工書肆名目集」(慶応義塾大学国文学研究会編『国文学研究論叢』第一輯西鶴・研究と資料 至文堂 一九五七年)。
- (152) 同右。
- (153) 浜田啓介「出版ジャーナリズム誕生」(中村幸彦・西山松之助編『日本文学の歴史』第八巻 角川書店 一九六七年)。
- (154) 今田洋三「江戸出版業の展開とその特質」(『出版研究』三一 一九七二年)。
- (155) 『馬琴日記』第一巻 中央公論社 一九七三年、三六六～三六七頁、前掲浜田啓介「出版ジャーナリズム誕生」。
- (156) 「類集撰要」四六。
- (157) 「撰要永久録」公用留二二。
- (158) 伊東弥之助「松本茂十郎の研究―菱垣廻船積株仲間の成立―」(『三田学会雑誌』四七ノ九・一〇 一九五四年)。
- (159) 「杉本茂十郎興起十組抄」(『日本財政経済史料』第三巻、八一頁)、「十組問屋取結書」(『徳川商業叢書』第三、二四九～二五〇頁)。
- (160) 前掲吉原健一郎「町年寄」。
- (161) 前掲林玲子『江戸問屋仲間の研究』二〇五～二一〇頁。
- (162) 前掲吉原健一郎「町年寄」、石塚豊芥子「豊芥子日記」(『続日本随筆大成』別巻一〇、三四六～三四七頁)。
- (163) 金沢復一編『江戸菓子文様』青蛙房 一九六六年、二九頁。
- (164) 「類集撰要」四四、「諸色調類集」(『日本財政経済史料』巻七、六八〇～六八四頁)。
- (165) 『編年江戸武鑑・文化武鑑』六、八七頁。
- (166) 『徳川禁令考』前集第五、三三四二～三三四五号。
- (167) 「類集撰要」四四、「諸色調類集」(『日本財政経済史料』巻七、六八一～六八二頁)。
- (168) 「撰要永久録」公用留二二。

- (169) 「撰要永久録」公用留二三。
- (170) 『大日本近世史料・諸問屋再興調』二六、一七二頁。
- (171) 竹内誠「幕府経済の変貌と金融政策の展開」(古島敏雄編『日本経済史大系』四 東京大学出版会 一九六五年)。
- (172) 前掲吉原健一郎「町年寄」。
- (173) 文化一〇年版「増補万世江戸町鑑」(東京都立中央図書館所蔵)によると、元鮫ヶ橋仲町山中仁右衛門、あるいは鮫ヶ橋谷町嶋田次右衛門のことと思われるが、兩名とも当時肝煎役についていない。
- (174) 「七十冊物類集」五〇(国立国会図書館所蔵旧幕府引継書)。
- (175) 『大日本近世史料・市中取締類集』一、二九九～三〇三頁、『町々役料高書上』乾 東京都 一九六九年、三〇頁等。
- (176) 「家譜下書」(片倉比佐子『元禄の町(都史紀要二八)』東京都生活文化局広報部都民資料室 一九八一、一一五～一六頁)、前掲『町々役料高書上』乾、二六～二七頁。
- (177) 前掲南和男『江戸の社会構造』四四～五四頁。
- (178) 前掲加藤貴「寛政期江戸名主の経済状況」、同「江戸町会所と捨訴・張訴」(『民衆史研究会会報』一七 一九八一年)、同「天保期江戸名主の不正に対する張訴」(『民衆史研究会会報』一九 一九八二年)。
- (179) 南和男「江戸名主の代替りについて」(『国学院雑誌』八〇ノ一一 一九七九年)。

付記

特にすべてにわたって注記はしなかったが、本稿で名主名や居町・所属番組などについては「江戸町鑑」を参照した。「江戸町鑑」の所蔵機関などについて詳しくは、加藤貴「江戸町鑑」(『民衆史研究』二四 一九八三年)を参照されたい。

(早稲田大学大学院)